

## 第5章 暮らしの復興

### 第1節 医療と福祉の確保

- 1 被災医療機関の実態調査と再建支援
- 2 医療救護所の継続設置
- 3 災害時要配慮者の生活状況の把握
- 4 福祉施設への一時入所の実施
- 5 福祉施設(障害者施設)の被害調査と復旧再建支援
- 6 福祉サービス体制の整備

### 第2節 保健・衛生の維持

- 1 被災者の健康管理
- 2 メンタルヘルスケア
- 3 防疫(感染症の防止)
- 4 食品・飲料水の安全確保
- 5 公衆浴場の状況把握と再開支援
- 6 生活衛生施設の状況把握と再開支援
- 7 ペット等の一時保護

### 第3節 生活支援対策

- 1 義援金の配分
- 2 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給
- 3 災害援護資金の貸付
- 4 税等の減免・徴収猶予及び減免

# 医療

## 1 節 1

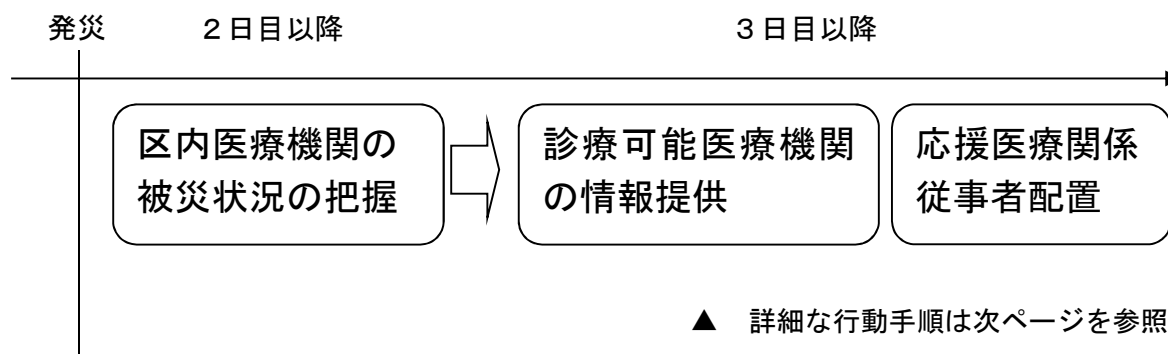
### 被災医療機関の実態調査と再建支援

● 調査 ○ 立案 ○ 実施	実施責任担当課	地域保健課
● 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	地域保健課
○ その他		

#### 《行動のあらまし》

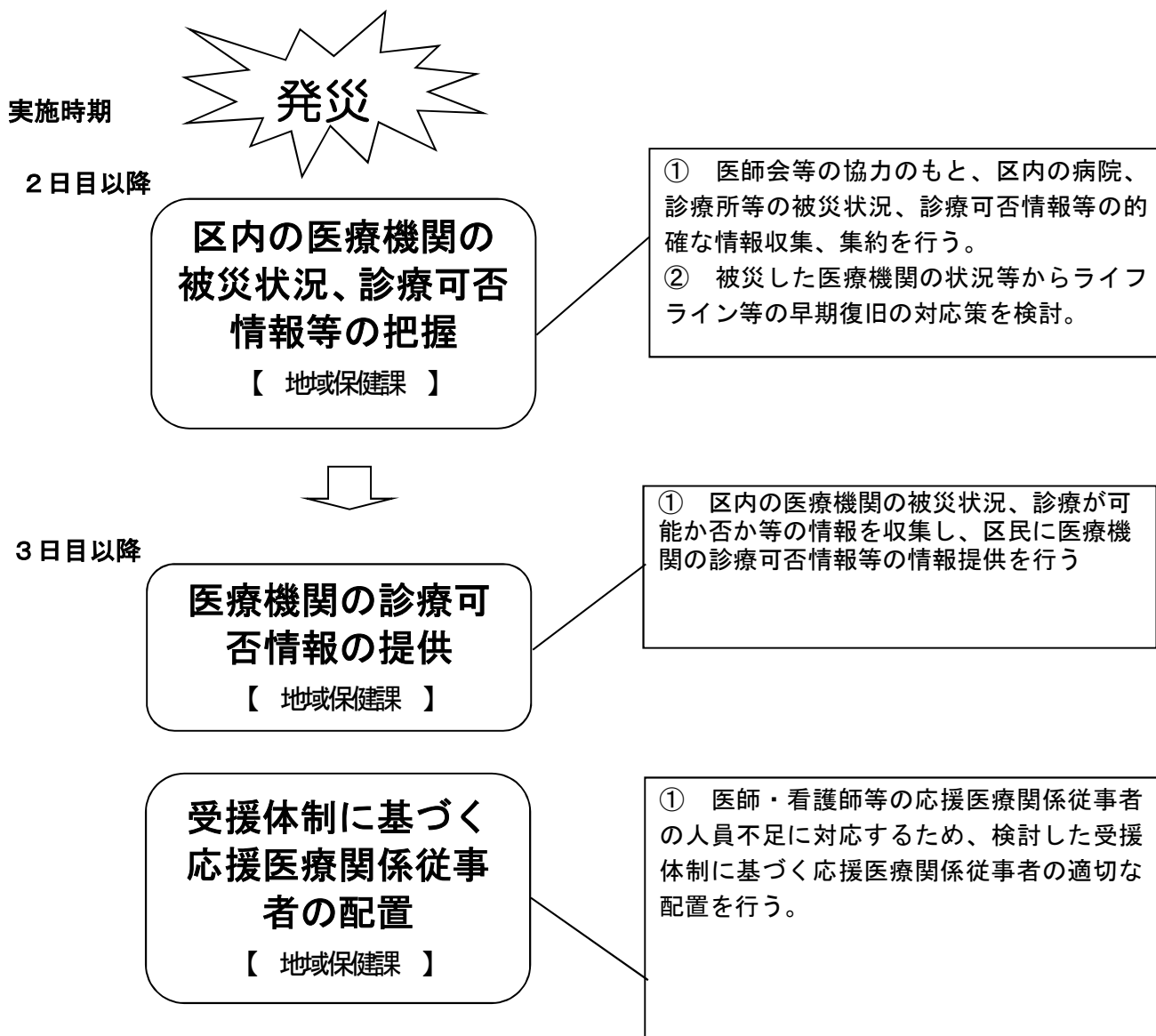
震災等により、病院や診療所等が被災し、地域の医療水準が低下するおそれがある。このため、葛飾区医師会、東京都福祉保健局等の関係機関と協力し、地域医療サービスの低下に対し、適切に対応していくことが重要である。そして、外部の応援医療関係従事者等を受け入れる適切な受援体制の構築を検討し、適切に応援医療関係従事者の配置等を行う。

#### 《プロセスのポイント》



<b>事前準備</b>	○ 災害発生時における医療機関の情報収集、集約の方法を事前に決定しておくことが重要
<b>留意事項</b>	◆ 災害発生時から、医療機関の被災状況、診療可否状況は日々刻々と変化するため、医療機関の情報収集、集約の方法の事前検討が欠かせない。
<b>検討課題</b>	★ 医療機関における迅速かつ適切な医療行為のためには、電気や水等のライフラインの体制整備が前提となる。そのようなライフラインの早期復旧のため、健康部と防災課との連携強化が必要
<b>コラム</b>	<p>仙台市役所本庁舎では、FAX や電子メール等を利用するための電源や通信網が使用できず、発災後しばらくの間連絡が取れなかった医療機関もあるなど、災害時における関係機関との連絡体制については課題が残った。</p> <p>発災翌日には、全国から医療救護チームが仙台市に到着した。今回の震災においては、初期の医療救護活動については、避難所等の医療救護体制は各地からの応援や市内医療機関、医師会の医療救護チームを中心として対応し、地元医療機関は早期の再開を図ることにより、医療が必要な市民を受け入れる、という方針で対応した。</p> <p>各区では、独自に区内の診療所の被災状況を確認し、医療機関の紹介が必要な患者等に対し、近隣で診療可能な医療機関の情報を提供し、できるだけかかりつけ医を受診するよう周知に努めた。(仙台市震災記録誌)</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ  
東京都震災復興マニュアル

- 必要な物品**
- 携帯・PHS
  - 住宅地図
  - 医療機関リスト

医療機関の再開状況を把握し、都民に対し情報提供を行う。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 医療機関の復旧状況に関する情報の収集と提供	被災直後～	福祉保健局 医療政策部	① 地域防災計画は、被災直後からの医療機関の被災状況や活動状況に関する情報の収集と、都民への情報提供のあり方について定めているが、復旧・復興期においても、これに準じて医療機関の再開情報を収集し、都民に提供する。 ② 復旧・復興期における情報収集手段や経路については、東京都地域防災計画及び健康危機管理マニュアル等各種マニュアルを活用する。 ③ 医療機関、診療科名、診療日時、住所、連絡先、連絡方法等の情報を保健医療情報センター「ひまわり」や消防庁テレホンサービスなどを利用して提供する。 ④ 区市町村、地区医師会等の関係機関との役割分担については、地域防災計画及び災害時医療救護活動ガイドラインに準じる。
		東京消防庁	① 救急告示医療機関については、広域災害・救急医療情報システムにより情報を収集する。 ② 広域災害・救急医療情報システムによる情報収集が不可能な場合は、調査員を救急告示医療機関等に派遣し、情報を収集する。

民間医療機関の再建に係る補助や融資、利子補給等を検討し、地域医療体制の再整備を促進する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 国への助成の要請	被災後1か月以内	福祉保健局 医療政策部	① 国に助成を要請し、必要な協議を行う。 ・協議内容：助成方法、資金使途、対象医療機関、助成額等 ② 助成が実施される場合には、制度の趣旨と内容を対象となる医療機関に対して、関係団体等を通じて周知する。
イ 政府系金融機関及び独立行政法人福祉医療機構等への特別融資の実施の要請	被災後1か月以内	福祉保健局 医療政策部	① 政府系金融機関、独立行政法人福祉医療機構等に災害復旧のための特別融資の実施を要請し、必要な協議を行う。 ・協議内容：資金使途、対象医療機関、限度額、利率、返済期間、審査方法等 ② 特別融資が実施される場合には、制度の趣旨と内容を対象となる医療機関に対して、関係団体等を通じて周知する。
ウ 都による融資及び利子補給の検討	被災後1か月以内	福祉保健局 医療政策部	① 施設・設備の改修経費に対して、融資（産業労働局の中小企業向け災害復旧資金融資制度に準ずるもの）を行うことを検討する。 ・検討内容：資金使途、対象医療機関、限度額、利率、期間、返済方法、審査方法等 ② 改築に係る施設・設備整備費を民間医療機関が独立行政法人福祉医療機構等から借り入れた場合に利子補給を行うことを検討する。 ・検討内容：資金使途、対象医療機関、限度額、利率、期間等 ③ 融資・利子補給による支援を実施する場合には、制度の趣旨と内容を対象となる医療機関に対して、関係団体等を通じて周知する。
エ 復興基金による助成	被災後1～2か月以内	福祉保健局 医療政策部	① 民間医療機関に対する復興基金による助成策を検討する。 ② 助成を実施する場合には、制度の趣旨と内容を対象となる医療機関に関係団体等を通じて周知する。

# 医療

## 1節2

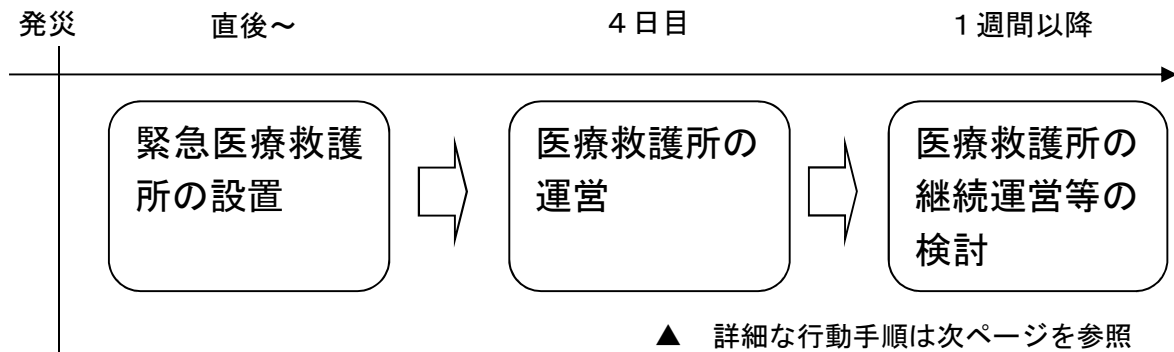
### 医療救護所の継続設置

● 調査 ○ 立案 ● 実施 ○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議 ○ その他	実施責任担当課	地域保健課
	マニュアル更新担当課	地域保健課

#### 《行動のあらまし》

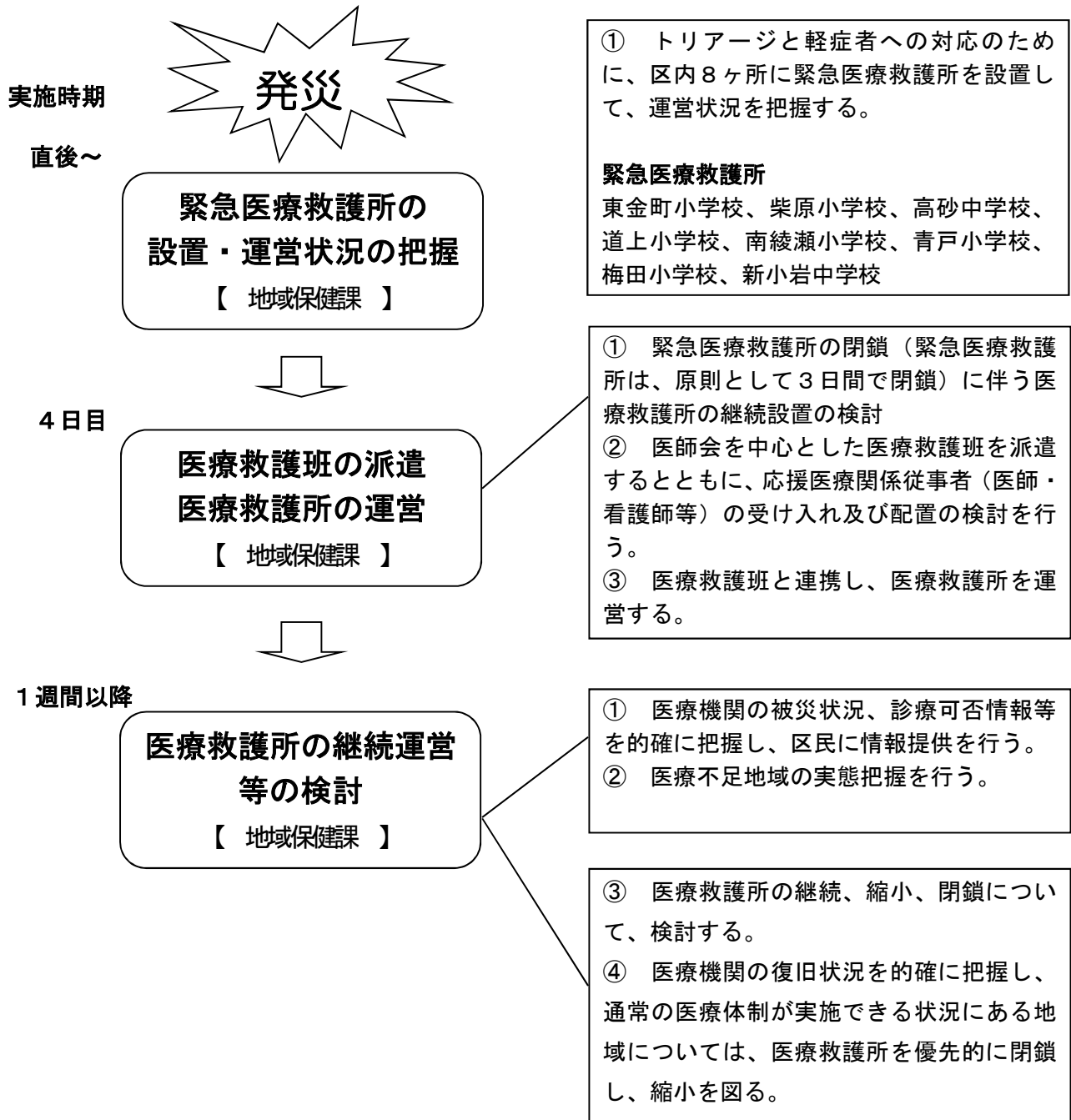
本区の地域防災計画では、災害拠点病院、災害拠点連携病院を中心とした災害医療体制の構築を図っている。原則として、仮設診療所は設置せず、医療機関の復旧が遅れ、医療救護体制が遅れている地域に、医療救護所を継続して設置し、仮設診療所としての機能の代替を検討する。

#### 《プロセスのポイント》



事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師会を中心とした医療救護班の編成</li> <li>○ 医療救護所を継続設置する場合に不可欠な医薬品・医療資器材の確保</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急医療救護所、医療救護所を区立小・中学校に設置されるため、学校での授業再開等との調整が不可欠。 緊急医療救護所等では、医師会に所属する医師会会員が運営に関わるが、災害発生後4日以降には、医師会会員は自分の診療所・クリニックの開設に従事するため、医療救護所の継続設置を運営する医療従事者等の人材確保が必要。</li> <li>◆ 医療救護所の状況把握と運営については、継続的に検討していく。</li> <li>◆ 緊急医療救護所、医療救護所での治療に必要な医薬品・医療用資器材等は災害発生後、3日間程度の供給体制しかないため、薬剤師会、医薬品等卸売販売業者等との医薬品等の供給体制の検討が必要。</li> </ul>
検討課題	
コラム	<p>発災から3日目の3月13日、仙台市医師会は診療所の「かかりつけ医」機能を早急に復旧させ、診療所が軽症患者を診ることで病院への患者集中を防ぎ、病院機能を維持するという災害前に決めていた基本方針を再確認した。翌3月14日頃から徐々に通信手段が回復したことから、会員の安否確認とともに、水道か電気が通じなくてもできるだけ早く診療を再開すること、また、近隣の避難所を巡回することをFAX等を活用して会員に呼びかけた。(仙台市震災記録誌)</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

- 必要な物品**
- 携帯・PHS
  - 住宅地図
  - 医療機関リスト

# 福祉

## 1 節 3

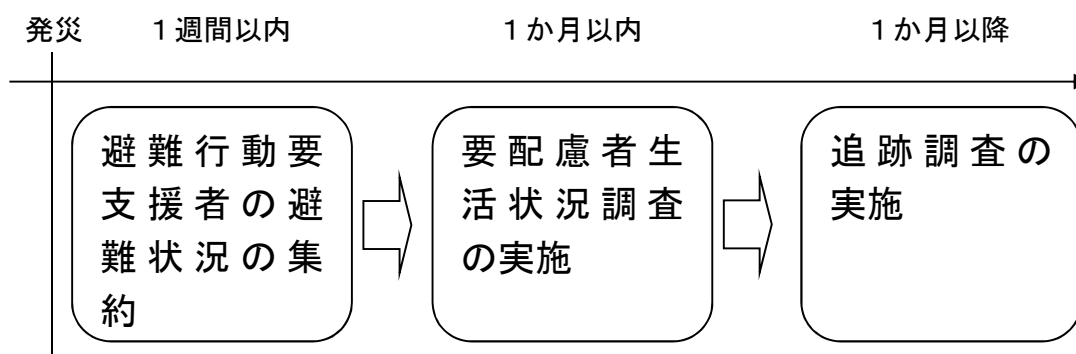
### 災害時要配慮者の生活状況の確認

● 調査 ○ 立案 ○ 実施	実施責任担当課	福祉管理課、高齢者支援課、 障害福祉課、介護保険課
● 支援 ● 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	障害福祉課
○ その他		

#### 《行動のあらし》

災害発生後、民生委員・児童委員や自治町会等と協力し、避難行動要支援者の安否確認や避難状況の集約を行うとともに、要配慮者生活状況調査の実施を通じて支援ニーズの把握を行い、必要な生活支援や医療、福祉サービスの提供につなげる。

#### 《プロセスのポイント》

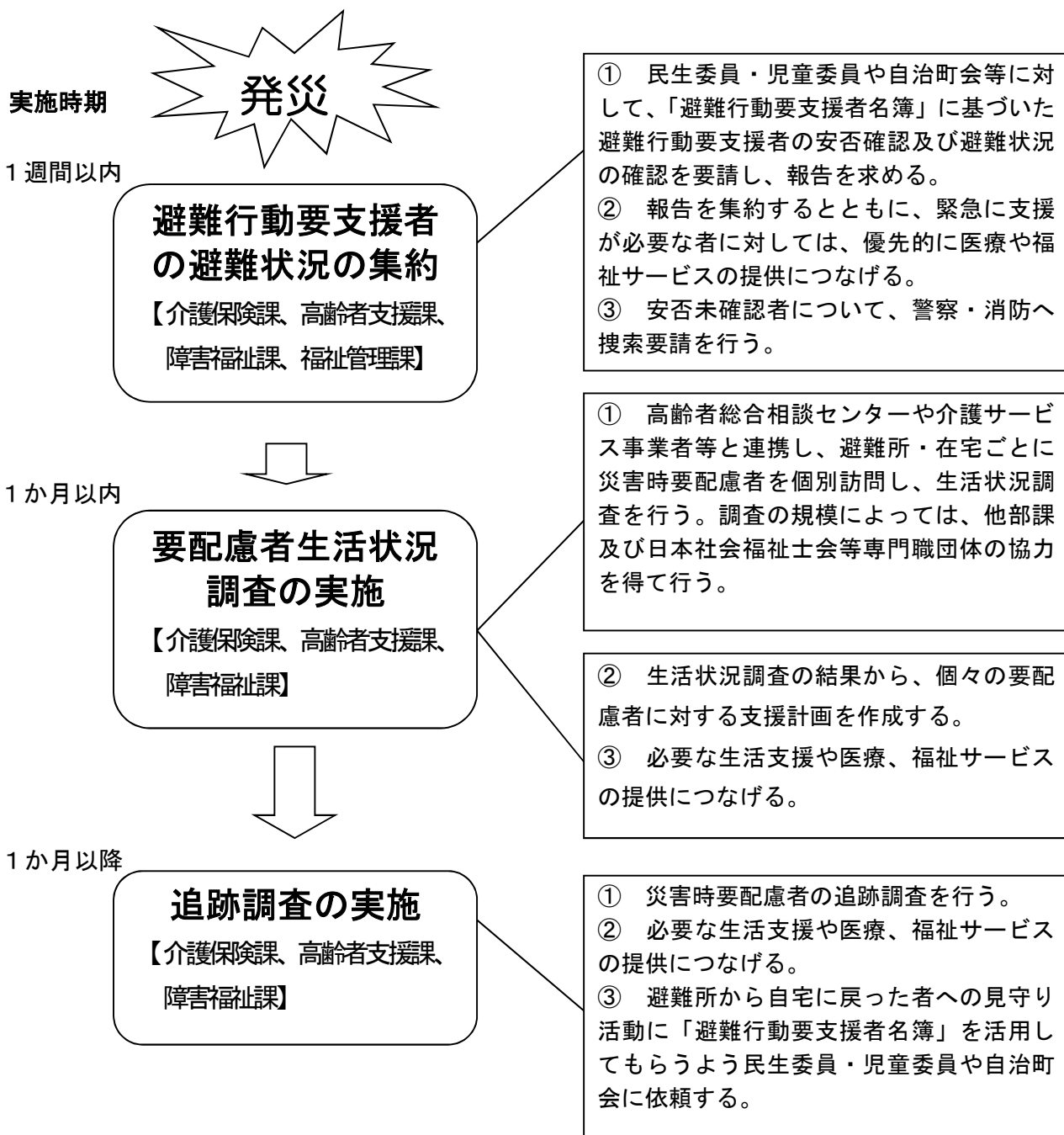


▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

<b>事前準備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新【防災課・介護保険課・障害福祉課】</li> <li>○ 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への事前提供【防災課】</li> <li>○ 要配慮者生活状況調査記録票の作成【福祉部】</li> </ul>
<b>留意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区と関係協力団体との役割分担を明確にし、周知徹底を図っておくこと。</li> <li>◆ 「要配慮者生活状況調査」は、震災復興マニュアル【総則編】に記載のある「被害者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）」とは別に、福祉的支援の必要性・緊急性の高い要配慮者の福祉需要を把握し、サービス提供に結び付けるために実施するものである。</li> </ul>
<b>検討課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 民生委員児童委員、高齢者総合相談センター、介護サービス事業者、社会福祉協議会、自治町会、登録手話通訳者、ボランティアなどとの連携体制の整備</li> <li>★ 震災復興マニュアル【総則編】に記載のある「被害者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）」にも必要な福祉サービスを把握するための項目があるが、要配慮者に該当しない方で緊急の支援が必要な方の情報は、福祉部につなぐようにする必要がある。</li> </ul>
<b>コラム</b>	<p>神戸では、被災によって自力で生活ができない状態に陥っている高齢者・障害者などの実態を把握し、緊急対応を要するケースについては、直ちに適切な援護を行うため、発災1か月後から、約1か月かけて要援護者の実態調査を行った。在宅の要援護者調査については、民生委員・児童委員やボランティアの協力を得た。（神戸復興誌）</p>



◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

葛飾区災害時要配慮者避難支援計画  
避難行動要支援者名簿を活用した支援の手引き

必要な物品

- 携帯・PHS
- 住宅地図  自治町会長名簿
- 自転車  民生委員・児童委員担当区域表
- 医療機関一覧・地図
- 介護事業所、高齢者・障害者福祉施設一覧
- 文房具
- パソコン

【葛飾区災害時要配慮者避難支援計画】

災害時における、区及び避難支援等関係機関による避難支援活動の役割分担は以下のとおりとする。

機関	災害発生期（72 時間）	避難生活期
区 【災害対策本部】	① 避難情報等の発信【災害対策本部】 ② 避難所、福祉避難所の開設・運営【避難所運営対策本部】 ① 避難支援等関係者への避難支援活動の要請、総合調整【災害時要配慮者対策本部】 ② 災害時要配慮者の避難状況の集約【災害時要配慮者対策本部】	① 災害時要配慮者の支援ニーズの集約【災害対策本部】、支援物資等の調達・避難所等への供給【災害対策本部】 ② 避難支援等関係者への避難生活支援活動の要請、総合調整【災害対策本部】
社会福祉協議会	① 福祉避難所の運営協力 ② 避難行動要支援者の避難状況の集約の協力	① 避難行動要支援者の避難生活状況・支援ニーズの集約、支援物資配布等の協力
民生委員 児童委員 協議会	① 避難行動要支援者への避難の呼びかけ、避難所への移動支援 ② 避難行動要支援者の避難状況の把握、区への伝達協力	① 避難行動要支援者の避難生活状況・支援ニーズの確認・区への報告、生活再建への相談対応 ② 避難行動要支援者への支援物資等の配布、避難所における避難生活支援活動の協力
防災市民組織	① 避難行動要支援者への避難の呼びかけ、避難所への移動支援 ② 避難行動要支援者の避難状況の把握、区への伝達協力	① 避難行動要支援者の避難生活状況・支援ニーズの確認・区への報告 ② 避難行動要支援者への支援物資等の配布、避難所における避難生活支援活動の協力
社会福祉施設	① 福祉避難所の開設・運営協力 ② 避難行動要支援者の搬送、災害時要配慮者の受入協力	① 福祉避難所入所者への福祉サービスの提供協力
介護サービス事業者協議会	① 在宅介護サービス利用者への情報伝達の協力 ② 在宅介護サービス利用者の避難状況の収集・報告、避難支援の協力	—
警察署	① 避難誘導、救出・救護	① 避難所周辺等の警備 ② 行方不明者の捜索
消防署	① 消火・救助	① 避難所の火災予防指導
消防団	① 消火・救助	① 避難所の火災予防指導

## 1 くらしの復興

---

災対福祉部は関係部署と連携し、災害時要配慮者の生活再建を促進する。

### (1) 地域の見守り

住み慣れた地域を離れ、応急仮設住宅に居住する高齢者等に、近隣住民による声かけ等を励行する。

また、ボランティア等による巡回訪問を行い、孤独にならないようにする。

### (2) 支援金の支給等の周知

被災者生活再建支援金、災害見舞金及び義援金等の支給、生活援護資金又は生活福祉資金の貸付等を実施する場合は、その内容を災害時要配慮者に周知し、支援金等がもれなく受給されるように配慮する。

### (3) こころのケア

必要に応じて巡回相談チームを編成し、災害時要配慮者への相談体制を確保する。

また、母子に対しては子ども総合センター等を活用した相談窓口の設置に努める。

## 2 住宅の復興

---

災対福祉部は関係部署と連携し、災害時要配慮者の住宅復興を促進する。

### (1) 応急住宅への入居

応急住宅の入居者選定にあたっては、災害時要配慮者を優先するとともに、従前居住地からの距離やソーシャルミックス（年齢、世帯構成などを異にする人々が同じ地域でともに交流して暮らすこと。）に配慮する。

また、災害時要配慮者の応急仮設住宅には、緊急通報システムを設置する。

### (2) 自力再建支援

災害時要配慮者による住宅の取得、補修等に対して、資金融資、利子補給、住宅再建相談、住宅情報の提供等を行い、自力再建を促進する。

### (3) 公営住宅の入居促進

自力再建が困難な災害時要配慮者に対して、区営住宅等への入居を検討する。

### 3 施設・在宅サービスの復興

災害時要配慮者関連施設の機能や在宅支援サービスの再開に当たって、区及び関係機関は、くらしや住宅の復旧状況等を考慮して必要に応じて以下の対応例を参考とし、災害時要配慮者への支援措置に努める。

対象者	主な対応例
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期に業務を再開し、各種サービスを提供する。</li> <li>・ 社会福祉関係機関等の援護も受け、精神的ケアを含めた巡回相談を実施する。</li> </ul>
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部署職員等による定期的な巡回相談を実施する。</li> <li>・ 希望に応じて、ガイドヘルパー等を派遣する。</li> </ul>
聴覚障害者・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部署職員等による定期的な巡回相談を実施する。</li> <li>・ 手話のできる職員等による定期的な巡回相談を実施する。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部署職員等による定期的な巡回相談を実施する。</li> <li>・ 希望に応じてホームヘルパー等を派遣する。</li> <li>・ 廃用性の身体機能低下を防ぐため、医療機関等による巡回リハビリ等を実施する。</li> </ul>
内部障害者・難病患者・人工呼吸器使用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機器・用品の支給・貸与を行う。</li> <li>・ 定期的に医療機関による巡回相談を実施する。</li> <li>・ 容態に応じて入院の措置をとる。</li> </ul>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部署職員等による定期的な巡回相談を通じて見守り活動を行う。</li> <li>・ 在宅の場合には、地域住民の協力を得るとともに、ホームヘルパー等を派遣する。</li> <li>・ 在宅生活が困難な場合には、地域の社会福祉施設を利用してトータルケアを提供する。</li> </ul>
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部署職員等による定期的な巡回相談を実施する。</li> <li>・ ホームヘルパー等を派遣し、家事や生活習慣の回復のための支援を行う。</li> <li>・ 再発の兆候が見られる場合には、関係医療機関へ連絡する。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が被災して保育や通所サービスが受けられない場合には、仮設又は臨時施設の設置等を行う。</li> </ul>

【避難行動要支援者名簿を活用した支援の手引き（自治町会用）葛飾区】

(1) 情報伝達

大規模な火災や水害の際には、区から避難勧告等の避難情報を発令します。要支援者の方は避難情報を聞き取れない場合もありますので、区が避難情報を発令した場合には、情報伝達をします。

また、大地震後の復旧・復興期には、区や都等から生活支援に関する情報が発信されますので、必要に応じてこれらの情報伝達もします。



(2) 安否確認・家庭訪問

要支援者宅や避難所での安否確認を行います。

自宅が無事であっても、水や食料が底を尽きて、避難所まで物資を受け取りに行けない要支援者もいるかもしれません。一度の安否確認だけではなく、何度も家庭訪問をして、必要な支援がないか確認をする必要があります。



(3) 避難支援

地震による家屋の損壊等で自宅での生活を送ることが困難な場合には、避難所などの安全な場所まで移動の支援をします。

支援をする際には、身体の状態に配慮するようにします。



(4) 救護・救出

ケガをしていたら応急手当をして、必要に応じて緊急医療救護所等へ搬送します。

救出の必要がある場合には、複数人で支援にあたるようにします。

支援者であっても、まずは自分や家族の安全確保が第一となります。

災害時における要支援者への支援は、支援者の善意によって成り立つものであり、権利・義務の関係は発生しません。そのため、災害時に支援をする方が要支援者を支援できなかったとしても、法的な責任は発生しません。

# 福祉

## 1 節 4

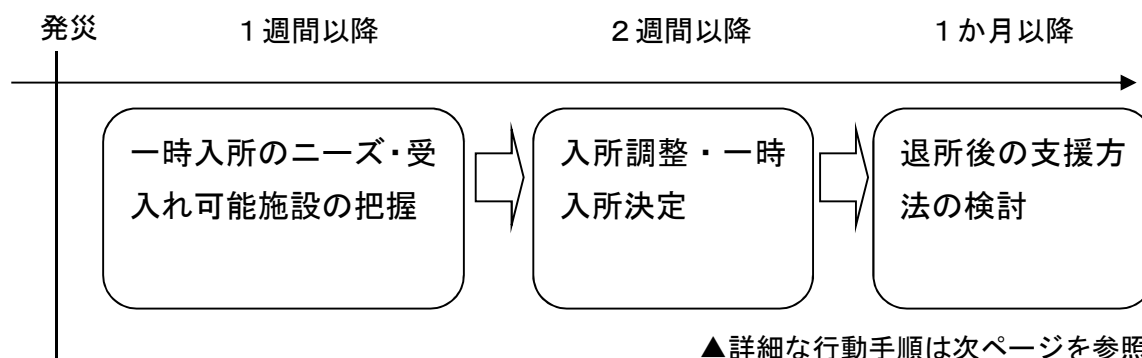
### 福祉施設への一時入所の実施

● 調査 ● 立案 ○ 実施 ● 支援 ○ 連絡 ○ 会議 ○ その他	実施責任担当課	地域振興課、高齢者支援課、 障害福祉課、介護保険課
	マニュアル更新担当課	障害福祉課

#### 《行動のあらまし》

震災によって、自宅・避難所等での生活が困難となった障害者に対して、施設への一時入所の調整・斡旋を行い、被災した障害者の暮らしの復興を支援する。

#### 《プロセスのポイント》



<b>事前準備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時入所の受入れ可能な施設を想定し、事前に情報収集を行い、施設リストを作成しておく。</li> <li>○ 入所調整方法をあらかじめ決定しておく。</li> <li>○ 事務マニュアルの作成</li> </ul>
<b>留意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 緊急性の高い被災者から、優先的に入所を行っていく。</li> <li>◆ 利用者の障害程度や特徴、医療的ケアの必要性等について、施設とのミスマッチが生じないように十分な配慮が必要である。</li> <li>◆ 区内での受入れ施設が不足する場合には、東京都が区からの要請により、都内での広域調整を行う。</li> <li>◆ 他府県も含めた広域的な受入れについては、東京都が協力を依頼する。</li> <li>◆ 障害・介護のどちらの施設にも入所資格がある方は、早く使えるサービスを利用する</li> </ul>
<b>検討課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 受入れ施設に必要な物品や人材の確保</li> <li>★ 経費負担方法、受入れ施設への支援方法</li> <li>★ 福祉避難所との役割分担</li> </ul>
<b>コラム</b>	<p>神戸では、まず安否確認を行い、地域での生活が困難な高齢者に対して緊急ショートステイ、緊急入所といった施設での受け入れを行った。引き続き、ホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具給付といった在宅ケアを推進した。緊急ショートステイの実施にあたっては、市内老人ホームの多目的ホール等の空いたスペースを活用した。緊急入所が必要な場合には、市施設を緊急一時受入施設として開設して、食事や入浴施設の提供をしたが、介護は家族が行うこととした（神戸復興誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

実施時期



1週間～  
1か月程度

**一時入所の利用者  
ニーズ把握**

【地域振興課、高齢者支援課、  
障害福祉課、介護保険課、】

① 要介護高齢者・障害者の避難状況、生活状況調査から一時入所の利用者ニーズを把握する。

- ・被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）
- ・要配慮者生活状況調査

1週間以降

**一時入所受入れ可能施設  
の情報集約**

【障害福祉課・介護保険課】

① 区内施設の受入れ可能状況を把握する。  
② 区内施設では受入れが不足する場合には、東京都から広域的な入所受入れ可能施設の情報収集する。

① 受入れが必要な利用者の身体状況等や受入れ可能施設の設備状況等の情報を把握し、一時入所の調整・斡旋を行う。

② 緊急性の高い利用者から優先的に入所を実施していく。

2週間以降

**入所調整・  
一時入所決定**

【障害福祉課・介護保険課】

③ 区内での受入れ施設が不足する場合には、東京都の協力を得て、都内及び他府県への入所も実施する。

1か月以降

**一時入所者の状況把握・退所後の支援方法  
の検討**

【障害福祉課・介護保険課】

① 一時入所を行った利用者の退所後の生活支援に向けて、入所後の生活状況を把握し、必要な生活支援やサービスにつなげていく。

MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

**必要な物品**

- 施設リスト（民間含む）
- 携帯・PHS
- 自転車
- 文房具
- パソコン

要配慮者やその介助者、住宅、施設等の被災は新たな福祉需要を発生させる。

そのため、福祉需要と社会福祉施設等の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。

なお、これらの調査の実施に当たっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 社会福祉施設等の復旧調査	被災直後～	福祉保健局 区市町村	① 福祉保健局は、施設設置者及び区市町を通じ、施設の被害状況や再開状況について把握する。
		福祉保健局 関係各部	① 報告を受けた内容を集約・分析し地域福祉体制整備の検討資料とする。 ② 収集した情報を、報道機関等を通じて住民に広報する。
イ 地域福祉需要調査	被災後 2 か月以内	福祉保健局	① 福祉保健局は、被災区市町村が実施する被災者生活実態調査において、地域福祉需要の把握が行えるよう、あらかじめ区市町村と調整し、調査票様式、集計フォーマット等の案を定める。
		区市町村	① 被災区市町村は、被災者生活実態調査を行う際に要配慮者を的確に把握し、基本的な福祉ニーズの調査を行うとともに、必要に応じて補足調査を実施する。
		福祉保健局 関係各部	② 区市町村の調査結果に基づき全体的な要配慮者の状況を把握して、広域的な観点から、入所施設、通所施設及びその他の在宅保健福祉サービス等の適切な供給体制の確保に努める。
		福祉保健局	③ 福祉保健局は、定期的に情報連絡会議を開催し、おのおのが収集した情報を交換するなどにより、全体的な要配慮者の状況の把握に努める。



震災により、一時的に施設入所が必要となった高齢者等の要配慮者に対し、区市町村が円滑に入所の調整、あっせん等が行えるよう、支援する必要がある。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 震災時における施設の相互利用	福祉保健局	○ 九都県市において、地震等の災害が発生し、被災都県市独自では十分な応急対策ができない場合に、施設の相互利用等を含む応急・復旧対策を円滑に遂行するための協定を締結する。 *「九都県市災害時相互応援に関する協定」

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 一時入所の実施	被災後 1 ～ 2 か月以内	福祉保健局 関係各部	① 福祉保健局は、入所可能な施設及び受入れ可能な人数を把握する。 ※二次避難所が開設されている施設については、基本的には、二次避難所が閉鎖された後において一時入所を開始する方向で調整する。  ② 各区市町村に対し、管内における一時入所可能な施設の情報を提供する。  ③ 各区市町村において、受入れ施設が不足する場合には、区市町村の要請により、都内での広域調整を行うとともに、他の道府県等に対し、受入れに関する協力を依頼する。
イ 一時入所者数の適正化	随 時	福祉保健局 関係各部	① 福祉保健局は、定期的に、各施設における一時入所の状況を把握する。  ② 入所者が過大と思われる施設については、近隣施設や他県市等と調整の上、転所のあっせん等を行えるよう区市町村を支援する。

# 福祉

## 1節5

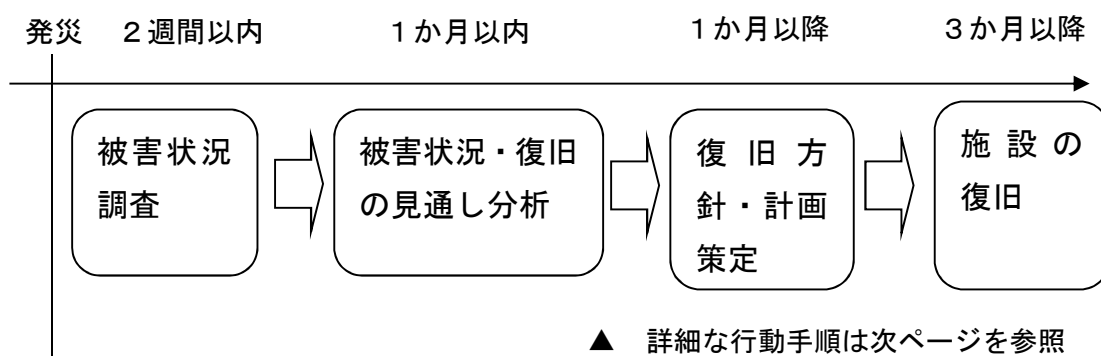
### 福祉施設(障害者施設)の被害調査と復旧再建支援

● 調査 ○ 立案 ● 実施 ● 支援 ○ 連絡 ○ 会議 ○ その他	実施責任担当課	営繕課、障害福祉課、 障害者施設課、介護保険課
	マニュアル更新担当課	障害福祉課

#### 《行動のあらまし》

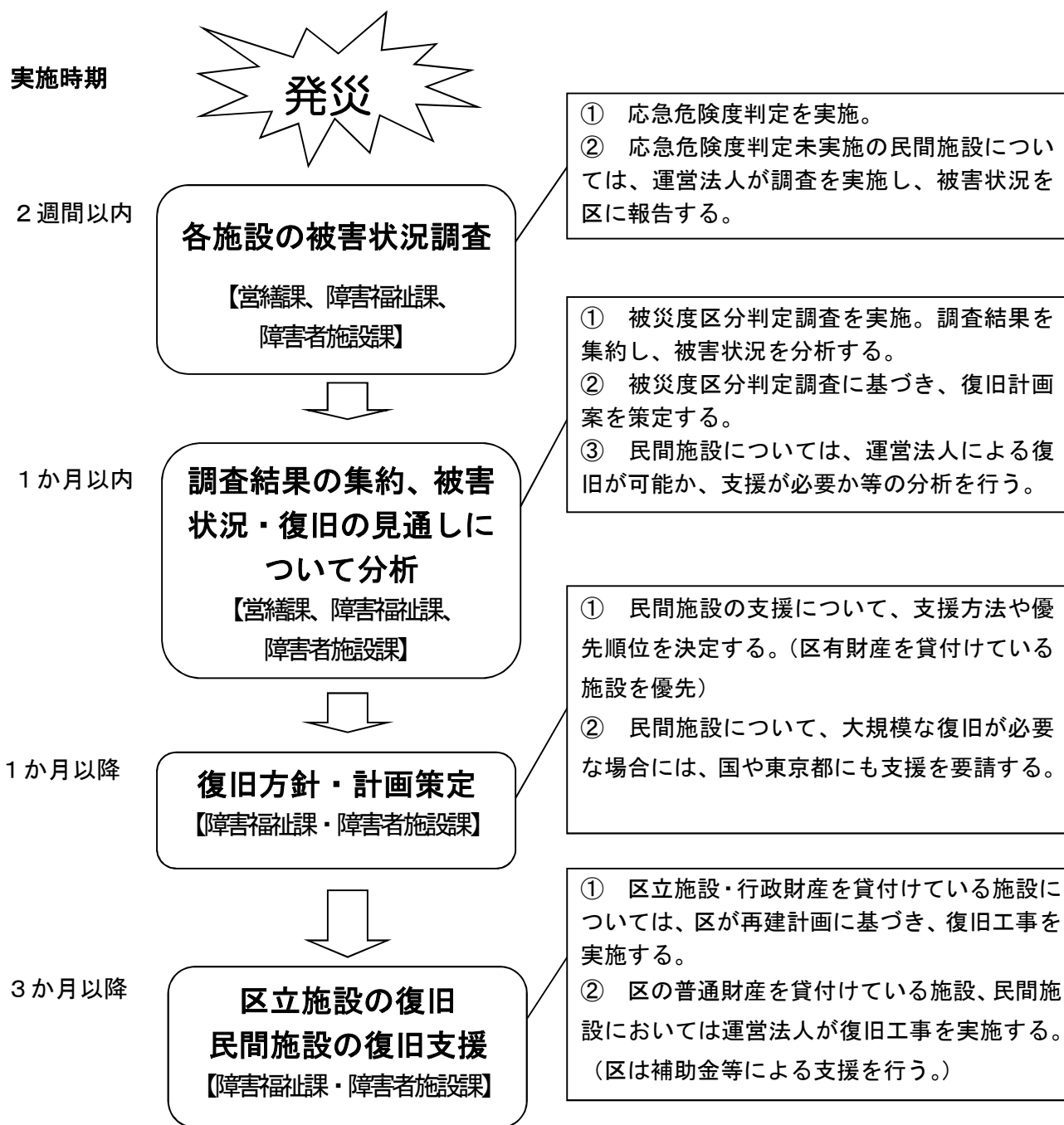
震災によって、障害者施設にも被害が発生する。各種施設の被害状況の把握を行った上で、区立施設については早期再開に向けて、復旧を行う。民間施設については、再開に向けた支援を行うとともに、再建が必要となる施設については、国・都にも支援の協力を要請する。

#### 《プロセスのポイント》



<b>事前準備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査項目の検討・決定</li> <li>○ 調査対象施設の洗い出し (優先的に調査を実施する施設：区立施設、福祉避難所協力施設)</li> <li>○ 事務マニュアルの作成</li> </ul>
<b>留意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 発災直後から2週間以内を目途に 区立施設・・・区職員が調査・情報収集を行う。 民間施設・・・区が運営法人から情報収集を行う。</li> <li>◆ 福祉施設を運営する法人、建設事業者と連携して行う。</li> <li>◆ 施設利用者の生命・健康について配慮する。</li> <li>◆ 区立施設については、区有施設の再建計画に基づき、対応する。</li> </ul>
<b>検討課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 建物の被害状況を正確に把握するための専門家の確保</li> <li>★ 民間施設の施設復旧計画や復旧方針の決定にあたっては、他分野の民間施設を含めた区全体としての支援計画が必要となるのではないか。</li> <li>★ 民間施設間の連携</li> <li>★ 介護施設についても同様の復旧支援が出来るか検討する。</li> </ul>
<b>コラム</b>	災害発生後、建物被害やライフラインの途絶等によりやむを得ず休業した事業所も多かったことから、障害者支援施設等における事業継続計画（BCP）の策定を促進し、災害時の障害者支援とサービス提供を両立する体制や被災後早急に事業を再開できる体制の整備の促進も必要であった。（仙台市震災記録誌）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

**必要な物品**

- 調査票
- 施設リスト（民間含む）
- 各施設のデータ・設計図書
- 被害状況の写真
- デジカメ
- 配置、平面図

社会福祉法人等の設置する施設の経営を早期に安定化させ、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等の施設再建を支援する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 国への助成の要請	被災後 1か月以内	福祉保健局 関係各部	① 都における被災度区分判定の基準と、施設の再建に当たっての国庫補助協議の採択基準との整合性について、早急に国と調整する。 ② 福祉保健局は、施設の再建に係る復旧事業費の補助率加算等について、必要に応じて、国に要請する。 ③ 現行制度では助成の対象となっていない施設であっても、震災により被災した割合が高く、被災程度も甚大である場合には、必要性及び緊急性を勘案した上で、国に助成を要請する。 ④ 現に利用可能な建物の改築等に当たっては、被災度区分判定との整合性に十分配慮する。
イ 都による独自の措置の検討	被災後 1か月以内	福祉保健局 関係各部	① 国制度では対応困難な事案等についての情報収集を行い、都における独自の措置を講ずること及び助成の方法等を検討する。 ② 被害状況等を踏まえ、必要であると認められる場合には、国制度に加え、都においても独自の措置を講ずること及び助成の方法等を検討する。 ③ 国制度の対象とならない小規模福祉施設等の再建については、必要性、緊急性等を勘案しつつ、国の激甚災害指定の特別策等に準じた都の独自措置を講ずること及び助成の方法等について検討する。
ウ 応急修理の支援	被災後 1か月以内	福祉保健局 関係各部	① 一部損壊した施設が、早急に機能回復できるよう、国制度を活用して、応急修理に対する財政支援を行う。 ② 国制度の対象とならない施設への対応を含め必要と認められる場合には、都において独自の措置を講ずることを検討する。

震災による被害は、都立の社会福祉施設においても発生することが予想されるが、その再建に当たっては、現に入所している要配慮者の生活に支障を生じないように、施設の改修、改築等を実施する。

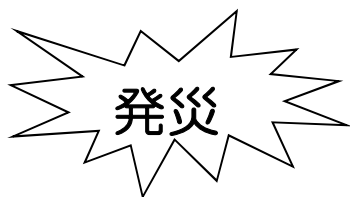
■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 再建計画の策定	被災後 1 週間～ 1 か月以内	福祉保健局 関係各部	<p>① 施設の被害程度等に応じて、施設の復旧方法や優先順位を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の被害が軽微な場合には、早期に改修を計画する。</li> <li>・施設の被害が甚大な場合には、当該施設の将来方針や入所者の状況等を考慮し、再建計画を策定する。</li> </ul> <p>② 再建計画を策定する際には、社会福祉法人等が設置する施設の再建計画との整合性や敷地の有効活用等に十分配慮する。</p> <p>③ 再建の優先順位の判断に当たっては、国、区市町村、庁内各局その他関係機関と十分協議する。</p>
イ 再建の実施	被災後 1 週間～ 3 か月以内	福祉保健局 関係各部	<p>① 軽微な被害については、被害程度の確定作業等の終了後、速やかに契約手続を行い、早期に工事を実施する。</p> <p>なお、二次避難所が設置されている施設については、当該区市町村とも十分協議する。</p> <p>② 甚大な被害を受けた場合の再建に当たっては、当面行うべき応急修理や仮設施設の設置と恒久的な改修、改築を明確に区分し、恒久的な改修、改築については、都内全域における施設の再建計画との整合性や都の財政状況等に十分配慮して、実施時期を確定する。</p>



◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

実施時期



- ① 福祉サービス事業者の被害状況を調査
- ② 福祉ボランティアの確保
- ③ 近隣住民等による災害時要配慮者へのサポート（避難支援、避難所生活での支援、在宅要配慮者への支援）

2週間以内

**福祉サービス事業者等の被害状況調査**  
【福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課】

- ① 福祉サービス事業者の被害状況を集約するとともに、災害時要配慮者や福祉サービス事業者等被害状況調査結果も把握
- ② 把握した福祉サービスの需要量と供給量及び福祉施設の被害状況調査の結果を踏まえ、福祉サービスを供給する体制を検討し、高齢者保健福祉計画及び介護保険の暫定的な見直しを検討する。
- ③ 福祉ボランティア及びサービス提供が可能となった事業者により先行して避難所（福祉避難所を含む）での福祉サービスの提供を開始

1か月以内

**福祉サービス供給体制の見直し**  
【福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課】

- ① 検討結果を踏まえ、福祉施設の復旧計画案を加味して福祉サービス供給に関する暫定的な計画を策定
- ② 暫定計画に基づき、避難所から仮設住宅へ入居した災害時要配慮者、及び自宅へ戻った災害時要配慮者に対する福祉サービスを提供
- ③ 事業者や災害ボランティアによる生活支援サービス及び見守りシステムの体制を構築
- ④ 定期的な訪問又は見守りを実施

1か月以降

**福祉サービスの暫定計画を策定**  
【福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課、介護保険課】

MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

**必要な物品**

- 携帯・PHS
- 相談用備品
- 住宅地図（机、いす、ついたて等）
- 自転車
- 医療機関一覧・地図
- 介護事業所、高齢者・障害者福祉施設一覧
- 文房具
- パソコン

震災に伴い新たに施設サービスを必要とする要配慮者が発生した場合には、受入れ先の確保が必要となる。

この新たなニーズには、本来的には、一時入所に対応可能なニーズと、長期的な施設入所に対応すべきニーズとがあるが、震災による被害が甚大な場合には、緊急に対応すべきニーズが増大する一方で、施設の入所枠は被害によって減少し、将来にわたる長期的なニーズの動向を見極めることも困難であると思われる。

このようなことから、当面、新たなニーズに対しては、既存施設の改修や応急的な仮設施設の設置等による緊急的な受入れ枠の拡大により対応し、開設までに長い期間を要する新たな施設の創設については、原則的には、当分の間、繰り延べるなど弾力的に取り扱う。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 既存施設の拡充・整備	被災後 1～2 か月以内	福祉保健局 関係各部	① 福祉保健局は、一時的に定員を超えて入所者及び通所者を受け入れる施設については、実員見合いの設備を確保することが必要であるため、必要により、支援の実施を検討する。 ② 地域の状況に応じて、応急的に定員増を図る施設については、区市町村と調整の上、必要な財政措置を講ずる。 ③ 区市町村は、在宅サービスのニーズを把握し、地域の社会資源を活用したサービスの提供を行い、福祉保健局は必要に応じて支援の実施を検討する。 ④ 保育施設については、区市町村による実態把握（活用できる社会資源等の把握を含む。）及び計画に基づき被災地域の特性・実情に応じて隣接区市町村との連絡調整を行う。また震災後の復興過程という特殊な状況下での区市町村の具体的な対応策を把握し、保育基準等に関して国と調整する必要がある場合は、区市町村の意向を確認の上、調整を行う。
イ 施設の新設	復興計画策定後	福祉保健局 関係各部	① 福祉保健局は、被災区市町村内における新たな施設の創設（施設整備費補助）については、原則として、当面繰り延べる方向で調整する。 ② 応急的な対応では、ニーズを満たすことが困難な場合、将来にわたる地域の福祉需要の動向を踏まえて真に必要と認められる場合等においては、社会福祉施設等の新設を検討する。



■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 発災直後から復興までの長期にわたる福祉、保健、医療の需要増に対応する多様な分野の専門的職能を持つ人材の確保	被災直後～	福祉保健局	① 都内自治体相互により被災の少ない区市町村に応援を求める。 ② 九都県市相互の応援協定に基づき応援を求める。 ③ より広域な応援体制が必要な場合は、国を通じて他の道府県に応援を依頼する。 ④ 東京都福祉人材センター（人材情報室）等の人材登録制度を活用する。
イ 要配慮者等の訪問支援体制の整備	被災後1～2か月以内	区市町村	① 区市町村は、地域福祉需要調査や保健師等による応急仮設住宅全戸訪問の結果、特別な注意が必要と認められる要配慮者等に対しては、区市町村において、定期的に巡回を行う体制を整備する。 ② 民生委員やボランティア等に協力を依頼し、要配慮者に対する「声かけ運動」を推進する。
ウ 要配慮者の介護及び日常生活支援等の体制の充実	被災後1～2か月以内	区市町村	① 区市町村は、在宅福祉サービスに係る様々な人材を活用して、要配慮者等に対する介護や日常生活支援（コミュニケーション支援を含む。）等を行う体制を充実する。
エ 福祉サービスについての情報提供、相談体制の充実	被災後1～2か月以内	区市町村	① 区市町村は、民間福祉団体（NPO等）と専門知識を有するボランティアとの連携を強めるためのしくみづくりなどを進め、被災者に対する情報提供、相談体制を整備する。
オ 緊急通報システム及び火災安全システムの整備	仮設住宅入居後	福祉保健局 東京消防庁 区市町村	① 応急仮設住宅を中心にひとり暮らし高齢者や障害者のための緊急通報システム及び火災安全システムを整備する。 なお、このシステムは、平常時の緊急通報システム及び火災安全システムに準ずるものとする。
カ 多様な福祉サービス提供主体の参入支援	随時	福祉保健局	① 福祉保健局は、地域福祉サービスを提供する新たな法人の立ち上げや、地域組織の事業化などを支援し、多様な福祉サービス提供主体の参入を促進する。
キ 地域見守りシステムの整備	被災後6か月以内	区市町村	① 区市町村は社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体のほか、ボランティア団体等による地域ネットワークを構築し、要配慮者のリストアップ、必要な支援の把握・提供等、地域見守りシステムの充実を図る。

# 保健 2節 1

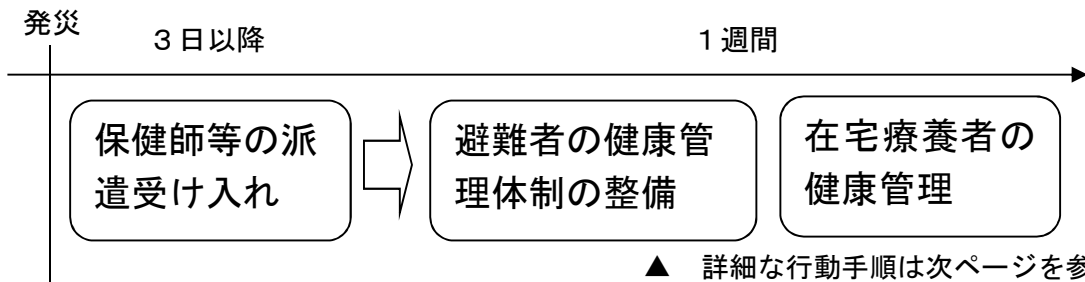
## 被災者の健康管理

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査 ○ 立案 ● 実施</li> <li>● 支援 ○ 連絡 ○ 会議</li> <li>○ その他</li> </ul>	実施責任担当課	地域保健課、健康づくり課 保健予防課、青戸保健センター、 金町保健センター
	マニュアル更新担当課	保健予防課

### 《行動のあらまし》

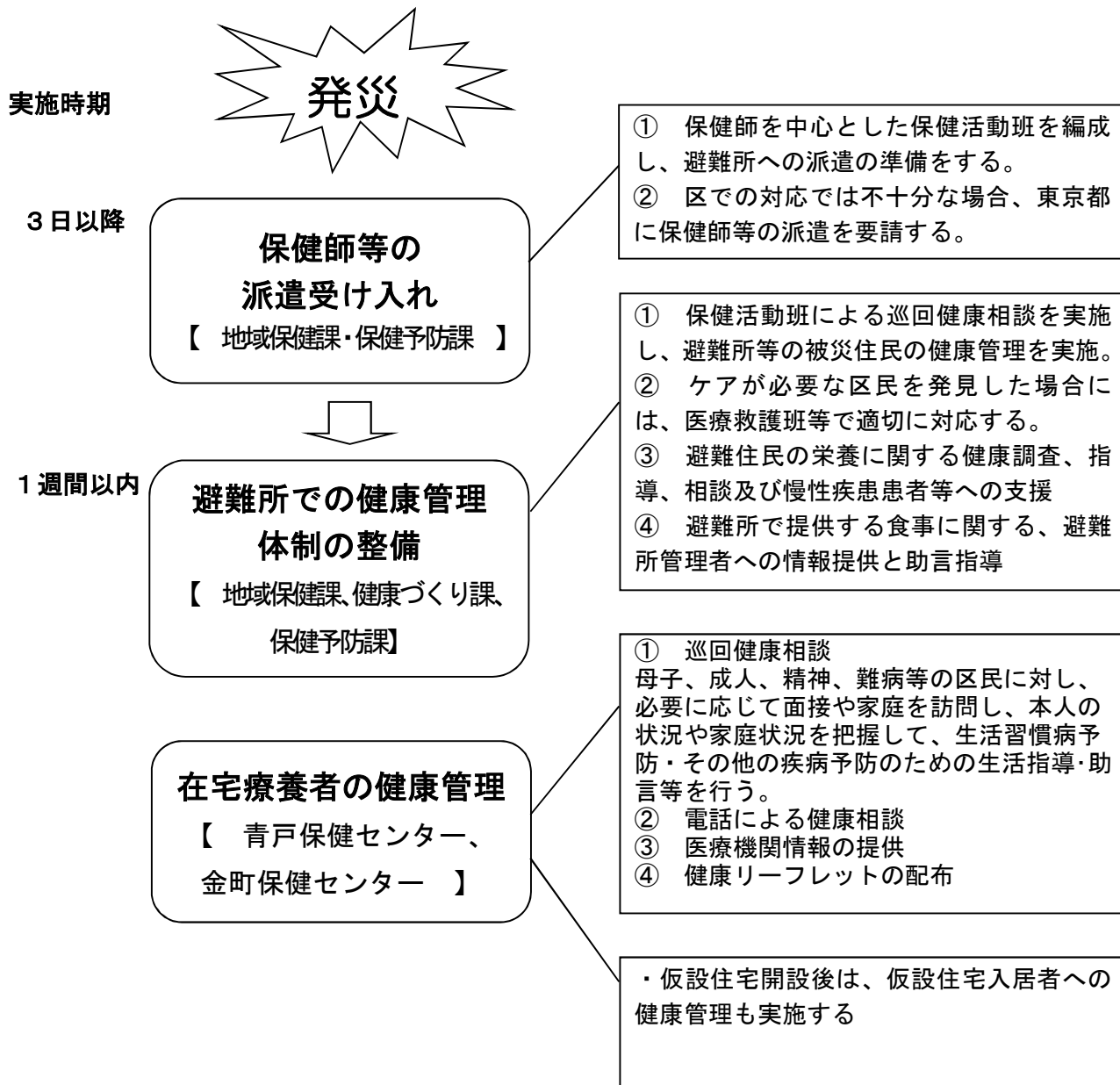
平成 24 年 4 月に発表された首都直下地震による被害想定によれば、本区における避難生活者数は 130,630 人に及ぶと想定されている。復旧・復興期においても、被災住民の中には、生活環境の急激な変化等に適応できない人々もあると考えられることから、健康相談等の実施を検討する。特に、高齢者、障害者等の災害時要配慮者への配慮も必要である。なお、平成 27 年度、健康部では、中長期的な災害医療救護活動の在り方を検討しているところである。

### 《プロセスのポイント》



<b>事前準備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健師を中心とした保健活動班の編成</li> <li>○ 「避難所における食生活支援マニュアル」の作成と避難所への設置</li> <li>○ 民生委員、自治町会等の平常時の体制整備</li> <li>○ 「健康リーフレット」などの必要な物品の準備</li> </ul>
<b>留意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保健師等の応援派遣に関する広域連携体制の検討。</li> <li>◆ 医療機関情報等の提供にあたっては、民生委員や自治町会、ボランティア等と連携する</li> <li>◆ 避難者の健康管理については、避難者自身と避難所管理者の両者に働きかける必要がある。</li> </ul>
<b>検討課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 食品衛生担当と連携・協力体制の検討。</li> <li>★ 乳児用ミルクやアレルギー対応食など要援護者用の食品や栄養補助食品等の調達方法。</li> <li>★ 各課で実施する業務の確認及び課題の抽出</li> <li>★ 被災の規模に応じた派遣受入体制などの具体的な検討</li> <li>★ 「巡回健康相談」の対象者の抽出方法及び指導方法の検討</li> </ul>
<b>コラム</b>	<p>保健師の巡回型の健康相談により、避難者の健康状態を把握し、必要に応じて巡回医療チームやこころのケアチームに早期に繋ぐことができた。また、体調不良者はもとより、慢性疾患で薬を切らしていたり、持病が悪化している避難者など、緊急の対応が必要な方を発見し、医療機関への移送等の緊急対応および福祉避難所や他施設への搬送に繋ぐこともできた。(仙台市震災記録誌)</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル  
避難所管理運営の指針（区市町村向け）

**必要な物品**

- 対象者の台帳
- 栄養調査、指導、啓発に必要な帳票類、チラシなど
- 必要な物品の準備（健康調査などに必要な帳票・チラシなど）
- 自転車
- 区内医療機関や関係部署がわかる資料、地図
- 災害用PHS

復旧・復興期においても被災住民の中には、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人々もあると考えられることから、区市町村と協議し、健康相談を応急期に引き続き実施する。

特に要配慮者に対しては適正に対応する必要がある。

また、避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言等を行い、被災住民の健康維持を支援する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 保健師の派遣の受入れ	被災直後～	福祉保健局 保健政策部 区市町村	① 災害時相互応援協定又は派遣職員の受入れ手続により、区市町村の要請に基づき、他道府県等から保健師の派遣を受け、必要な人材を確保する。
イ 健康相談の実施	被災後 4 日目～	福祉保健局 保健政策部 区市町村	① 保健師による巡回健康相談を実施し、被災住民の健康管理を行う。 ② ケアが必要な者を発見したときは、医療機関への受診勧奨を行う。
ウ 食生活への支援	被災後 4 日目～	福祉保健局 保健政策部 区市町村	① 乳幼児、高齢者、慢性疾患患者等に対しても栄養的配慮がなされた食品配布を行うよう、区市町村等に助言を行う。 ② 慢性疾患患者等、配布食品をそのままでは食べられない人に対して、食べ方の工夫等の助言を行う。

保健師を中心として、避難者の健康管理のために次の活動を行います。  
状況に応じて、速やかに保健師、管理栄養士等からなる保健活動班を編成します。

#### ア 避難者の健康状態等の把握と応急手当

避難者の健康状態をチェックし、有所見者・有症状者への応急手当を行います。持参薬が枯渇する時期でもあるため、発災前の疾患や内服薬を確認し、状況に応じ、医療救護班と連携し対応します。乳幼児、妊産婦の健康状態を把握し、出産間近の妊婦及び出産直後の新生児については、特に状況に応じた対応に努めます。また、専門医の診察等が必要な場合に対応できるよう、平時から医療機関に派遣を依頼できる体制を整えておくことも大切です。

#### イ 医療機関等への搬送調整

災害時要援護者等の状況を確認し、二次避難所や医療機関等への移送・搬送の可否を判断し、リストアップするとともに、災害医療コーディネーター等と連携し、医療機関等へ搬送の調整をします。

#### ウ 感染症の予防

集団の中で蔓延する可能性のある感染症の早期発見に努め、発生及び疑いのある場合には保健所と連携し対応します。また、避難者に対し、感染症予防指導を行います。

（例）インフルエンザ、結核等の呼吸器感染症、感染性胃腸炎等の消化器感染症等

- ・結核治療中の方と結核既往歴のある方を把握するとともに、治療中の方の内服薬の確保と服薬継続のための支援を実施します。
- ・インフルエンザや麻しんの発生状況を踏まえ、予防接種の実施を検討します。

#### エ こころのケア

- ・特別区は、避難所での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、必要に応じて避難所に派遣します。
- ・市町村は、都が派遣する巡回精神相談チーム等の活動に協力します。
- ・子供のこころのケアは、大人とは異なる対応が必要な場合があります。普段と違う言動や思わぬ反応など、心配な様子があれば保健師等につなぎましょう。

##### 【都の対応】

避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、巡回精神相談チームを編成し、必要に応じて避難所等へ派遣します。

都全体の精神保健に関する情報を収集し、適宜、区市町村へ提供します。  
東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行います。

（1）避難所の健康管理体制の構築

ア 健康調査の実施

- 区市町村は、保健師、管理栄養士等から編成した保健活動班により、動悸、めまい、下痢、便秘、不眠、風邪、ぜん息等の症状を訴える避難者に対し、健康相談及び保健指導を実施します。
- また、避難所内の感染症の発生状況を把握するとともに、有症状者がいる場合には、避難所内で感染が拡がることのないよう対策（インフルエンザや麻しんの発生状況を踏まえた予防接種の実施を含む。）を講じます。

イ 継続的な支援体制の整備

- 区市町村は、避難所の設置状況や被災状況に応じた保健活動班を確保するため、必要に応じて他自治体への応援を要請します。
- 自治体間の協定等による応援が得られず、保健活動班の編成が困難な場合には、都保健対策部に派遣要請を行います。
- 都保健対策部は、保健師派遣の調整を行い、保健師を派遣します。
- 区市町村は、他自治体からの応援職員が円滑に活動でき、避難者の継続的な健康管理が行えるよう、応援職員との役割分担、要支援者の引継ぎ方法等の体制を整備します。

ウ 連絡・情報交換

- 医療救護班や巡回精神相談チーム等の専門チームや保健・医療・福祉の関係機関との情報共有を図り、避難者の継続した健康管理のため、必要に応じて連携して対応します。
- 避難所管理責任者及び健康管理に係る各班と情報交換を行います。

エ 避難住民への周知

- インフルエンザ等の感染症の流行状況等を情報提供するとともに、感染症予防（うがい、手洗い、咳等の症状がある場合のマスクの着用等）を励行するよう周知を図ります。

（2）保健活動班による健康相談

ア 巡回健康相談の継続実施

- 区市町村は、避難生活の長期化に対応するため、避難者全員の健康状態を把握し、継続的な支援が必要な人のリストを作成します。
- 保健活動班は、避難所の巡回健康相談活動を継続するとともに、地域を巡回し、在宅生活をしている被災者についても、健康状態を把握し、必要な支援を行います。

イ 歯科医療救護班等への引継ぎ

- 保健師等による巡回健康相談や地区歯科医師会の協力の下、歯科疾患患者及び歯科保健指導等の必要な人を把握するとともに、歯科医療救護班に報告します。
- 義歯の紛失や不適合による咀嚼障害等のある避難者（患者）の状況により、歯科医療救護班に報

告します。

#### ウ 同行受診など、受診に導くための環境づくり

○保健活動班は、避難者の健康状態を把握し、かぜ薬など一般用医薬品が必要な場合や医師から処方された医薬品等の服薬状況に問題がある患者がいる場合には、薬剤師班に連絡・相談します。

○治療拒否者や自ら受診することが困難な避難者（患者）については、保健活動班等が同行し、医療救護所等において受診を促進します。

○避難所内に、避難者（患者）が安心して相談や診療が受けられるスペースを確保しておくことが大切です。

#### エ 医療機関等の医師と同行した巡回保健相談の実施

○保健活動班は、避難者の状況など必要に応じて、医療救護班、歯科医療救護班、巡回精神相談チーム又は医療機関等の医師と同行して巡回健康相談を実施します。

○医療救護班が行う巡回診療には、原則として薬剤師班が同行します。

○薬剤師班の同行しない巡回医療救護班は、服薬状況に問題があると思われる避難者（患者）について、巡回後に薬剤師班へ報告します。

### （3）保健予防活動の点検・指導

#### ア 感染症予防、食中毒予防等の健康教育

避難所での集団生活で注意すべき感染症（インフルエンザ及び感染性胃腸炎）の予防対策として、うがい、手洗い及び換気の指導を行うとともに、食中毒予防のための保健衛生指導等を実施します。

#### イ 生活のリズムの安定のための健康教育

生活範囲の狭小化による運動不足、慣れない集団生活等環境変化に伴う体調不良等の防止のため保健指導、健康教育を実施します（廃用性症候群（エコノミッククラス症候群）の予防、介護予防（健康体操等）等）。

### （4）精神障害者、認知症の人、アルコール依存症者等への対応

#### ア 健康相談及び服薬指導並びに家族への支援

○巡回精神相談チームと連携を図り、継続的な健康相談を実施します。

○専門医への受診をされた避難者（患者）については、薬剤師班と連携して投薬及び服薬状況を確認します。

○家族への精神的支援についても留意します。

#### イ 避難者への精神保健教育の実施

○避難者に対して、メンタルヘルスケアについての健康教育を実施します。

○また、精神障害者等への対応の仕方について正しい情報を提供します。

## (5) ストレス等に関する対応

### ア 巡回健康相談時の主訴に留意

- 一時的に精神的な緊張が高まっている人や、不安、不眠、イライラ等を強く訴える人に対して、巡回精神相談チーム等と連携して対応します。
- 性別や年齢帯などに特有の主訴にも留意します。

### イ 十分な相談時間の確保

アのような場合の相談は、十分に相談時間をとるとともに、安心して相談が受けられるスペースを確保します。

### ウ ミーティング等グループワーク

個別の相談だけではなく、ミーティング等グループワークによる感情表現のための支援を実施します。

### エ 巡回精神相談チームの医師等との連携

- 保健活動班と巡回精神相談チームは、相互に避難者（患者）の情報共有を行います。
- 保健活動班は、こころのケアの必要性に応じて避難者（患者）を巡回精神相談チームの精神科医と連携して対応します。
- 服薬状況等に問題があると思われる避難者（患者）については、薬剤師班に報告し連携して対応します。

### 《特別区》

巡回精神相談チームは、上記の活動を引き続き実施するほか、心的外傷後ストレス障害（いわゆるPTSD）等に留意した相談の実施や、都立（総合）精神保健福祉センターとの情報交換、使用する薬品確保等を行います。

## (6) 糖尿病や高血圧等慢性疾患患者への対応

### ア 慢性疾患患者等の把握

経過観察が必要な人や慢性疾患患者等支援が必要な人のリストアップを行います。

### イ 継続的な健康相談の実施と健康状態の経過の把握

経過観察が必要な人や慢性疾患患者等に対して、症状の悪化防止のため健康相談や保健指導を継続します。

### ウ 症状に応じ、可能な限り助言

- 患者の症状や受診状況に応じて、服薬や治療中断にならないよう、医療救護班や医療機関等と連携して対応します。
- 症状により配布食品の摂取困難等食事に配慮が必要な患者に対して、保健活動班に同行する管理栄養士等による栄養相談や食生活への支援を行います。



## エ 治療中断者や治療拒否者への働きかけ

治療中断者や治療拒否者については受診勧奨を行うとともに、状況に応じて保健活動班等が同行し、医療救護所や巡回医療救護班に受診するなどの対応を行います。

### (7) 乳幼児・妊産婦の健康管理

- 妊婦は胎児及び安全な出産のため、産婦は身体の回復や母乳育児の開始などの産後のケアのため、また、乳幼児は心身の発達の把握のため、健診を実施する必要があります。
- 産科医師や小児科医師、助産師、保健師、看護師などの専門職による受診体制や相談体制を確保しましょう。また、妊婦は状態が急激に変化することが少なくないことから、注意が必要です。乳幼児は言葉で感情を表すことができないため、乳幼児の特性に応じたケアを行うことも必要です。

### (8) 避難者の健康障害の発生防止

ア 勤労者の健康状態維持のための休憩場所等の確保勤労者等がゆっくり休養できるような静養室や安心して相談や診療が受けられるスペースを確保する必要があります。

## イ 幼児（下校後の学童も含む）の遊び場及び交流場所の確保

子供は遊ぶことでストレスを発散させます。気持ちを表出できるような空間や時間、子供の遊び場や交流ができるスペース等を確保し、気分転換が図れるよう配慮する必要があります。

## ウ 食生活支援

- 乳幼児、妊産婦、高齢者、食物アレルギー者、慢性疾患患者等、配布食品では栄養の確保が困難な人に配慮した食品の確保及び配布を行います。
- 避難者の健康状態に適した食品の選択等栄養相談及び食生活支援を行います。

# 保健 2節2

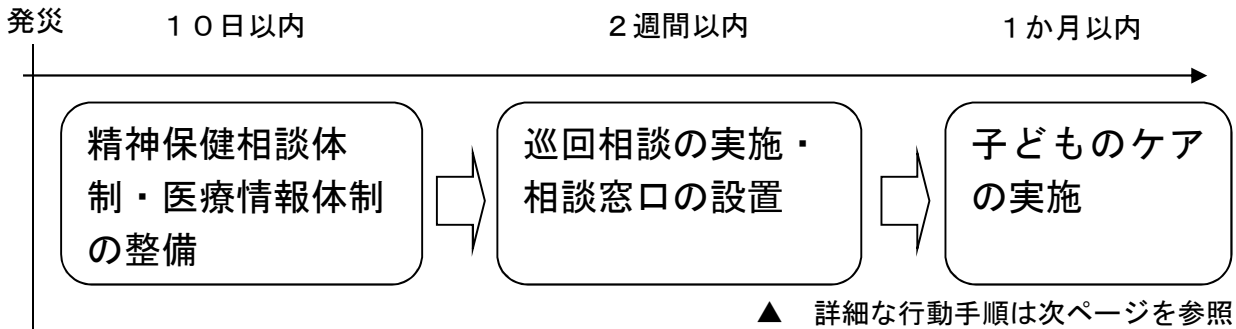
## メンタルヘルスケア

<input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 立案 <input checked="" type="radio"/> 実施 <input checked="" type="radio"/> 支援 <input type="radio"/> 連絡 <input type="radio"/> 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	地域保健課、保健予防課、 青戸保健センター、 金町保健センター
	マニュアル更新担当課	保健予防課

### 《行動のあらまし》

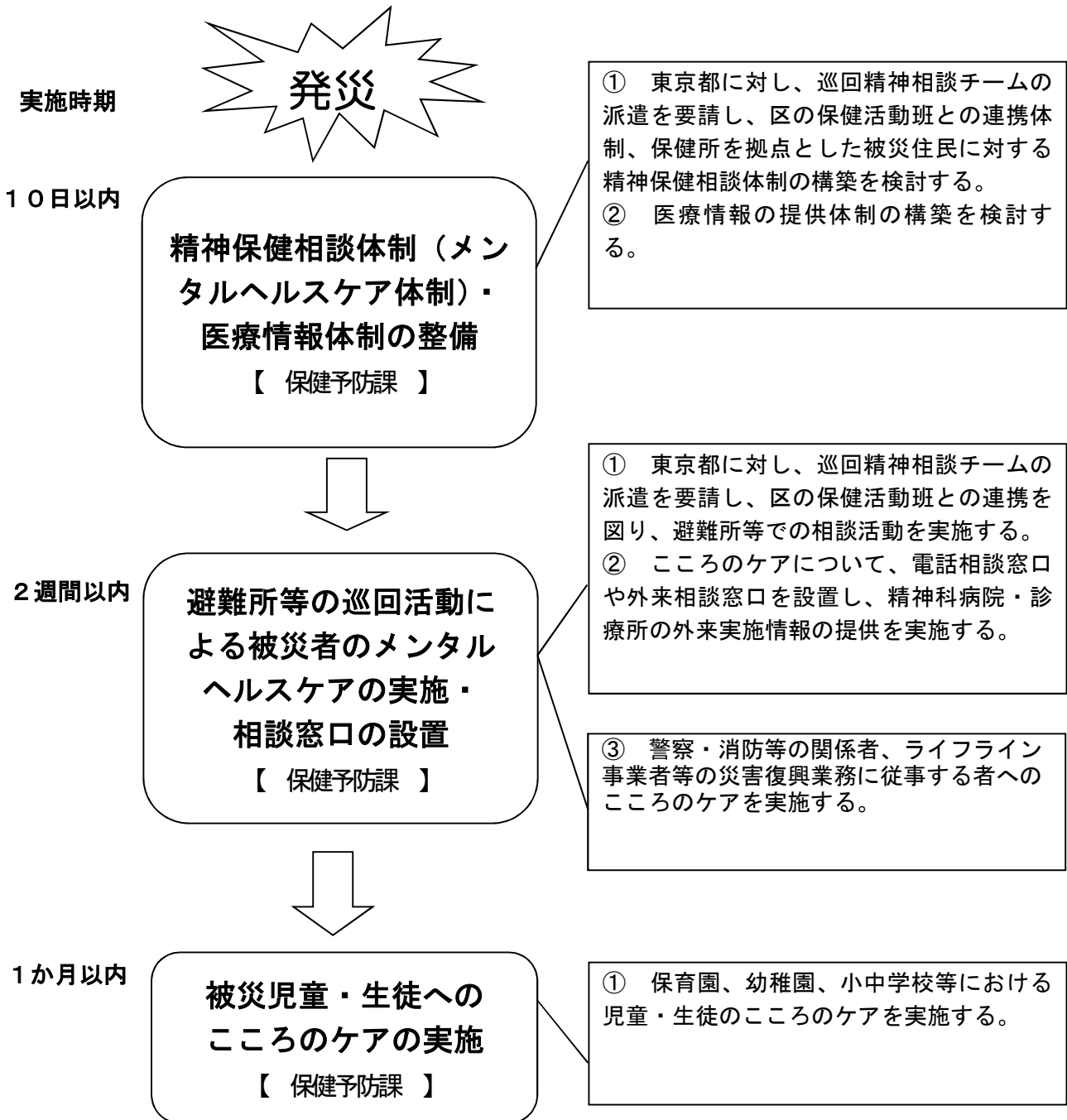
被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的なダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）を与え、身体にも変調をきたすおそれがあることから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。

### 《プロセスのポイント》



事前準備	<input type="radio"/> 被災時のこころのケアの支援に従事する者の編成 <input type="radio"/> 研修及び模擬訓練の実施 <input type="radio"/> 被災住民が安心して相談できる場所の確保
留意事項	◆ 警察・消防関係者、ライフライン事業者等の災害復興業務に従事する者へのこころのケアの支援体制に十分配慮する必要がある。特に児童、生徒等の子どものメンタルヘルスケアには十分な配慮が必要。
検討課題	★ 地域保健課と保健予防課との十分な調整が必要 ★ 被災の規模に応じた支援体制などの具体的な検討
コラム	神戸では、医療班や看護婦、保健師の巡回により1日1回は避難所を訪問し、要医療者への受信勧奨、開設医療機関の紹介、要援護者への個別保健指導を行った。 震災の恐怖や家族、家、大切なものを失った悲しみを経験したうえ、今後の見通しが立たず、生活の不安を抱えている人には、従来の保健指導以上に被災者の気持ちをよく聞いてあげる必要があった。 漠然とした苦悩や不安に対しては、①話に傾聴し、共感する、②頻繁に訪問し、声をかける、③避難生活や仮設住宅に関する情報を提供し、自立への支援をする等に努めたほか、更に精神科医による対応を要する場合には、保健所の精神保健相談員や精神科医療チームの協力を得た。（神戸復興誌） 支援者のメンタルヘルス対策としては、発災3週間後頃から、避難所自治会や地域の民生委員児童委員等に心の健康講話を実施した。また、各避難所に啓発チラシを配布したほか、市職員に対しては遺体安置所で業務を行った職員に啓発チラシを配布したり、災害時メンタルヘルス研修会等の職員向け研修会を開催した。（仙台市震災記録誌）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

**必要な物品**

- 被災健康相談票
- 自転車
- 区内医療機関や関係部署がわかる資料、地図
- 災害用PHS

被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。

■震災前の行動

具体的行動名	所管部局	内容、方法等
○ 福祉保健局及び教育庁による連携のあり方の協議	福祉保健局 教育庁	○ 両者によりメンタルヘルスケアの連携のあり方を協議する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア メンタルヘルスケア	被災後 1 週間～	福祉保健局 障害者施策推進部	① 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。 ② 巡回精神相談チームを編成し被災住民に対する相談体制を確立する。 ③ 福祉保健医療に関する指揮命令及び連絡・調整は、福祉保健局長が定める者が行う。
		関係機関	① メンタルヘルスケアは、警察・消防関係者、ライフライン事業者、ボランティア活動の従事者、専門家等救助・支援を行う側の人々にも必要な場合が多いことから、これらの人々に対するメンタルヘルスケアの実施についても検討する。
イ 被災児童のこころのケア			
(7) 児童相談	被災後 1 週間～	福祉保健局	① 児童相談所等をはじめとする相談機関を早期に立ち上げるとともに、区市町村の児童館等を活用した相談窓口を設置し、相談の内容に応じた対応体制を確立する。
		福祉保健局 区市町村	② 区市町村に対し、保育所や児童館の設備及びスタッフを活用した遊び場を確保するよう要請する（遊びの場と相談の場を地域に確保）。

具体的行動名	実施時期	所管部局	手 順 と 方 法
(イ) 啓発活動	被災後 2 週間～	福祉保健局 関係各局	① 復興のそれぞれの段階に応じて、子供のこころの問題や子どもへの接し方、相談場所等について住民に周知する。  ② 関係者、一般市民を対象としたシンポジウムを実施する。
(ウ) スクリーニング 訪問活動	被災後 1 か月～	福祉保健局	① 区市町村、教育委員会(学校)、児童委員等から、要ケア児童に関する情報提供を受けるとともに、関係機関と連携しながら必要な援助・指導を行う。
ウ 教育におけるこころのケア			
(ア) 教職員への事前 研修		教育庁 指導部	① 教職員への「こころのケア」に係る研修及び講習会は実施しているが、内容や方法について今後検討し、充実を図っていく。
(イ) 学校巡回相談の 実施	被災後 1 か月以降	教育庁 都立学校 教育部 指導部	① 校長は教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後のこころのケア対策の充実に努める。 ・「学校危機管理マニュアル(教育庁)」参照 ② 災害発生時には全公立中学校に配置されたスクールカウンセラーが公立小学校も含めて巡回相談・指導を行う。
エ メンタルヘルスケアの充実	被災後 1 週間～	福祉保健局 教育庁	① 巡回精神相談チームは、ケースワーカー、スクールカウンセラーなど他の活動班と密接に連携を図り、メンタルヘルスケア対策の充実に努める。

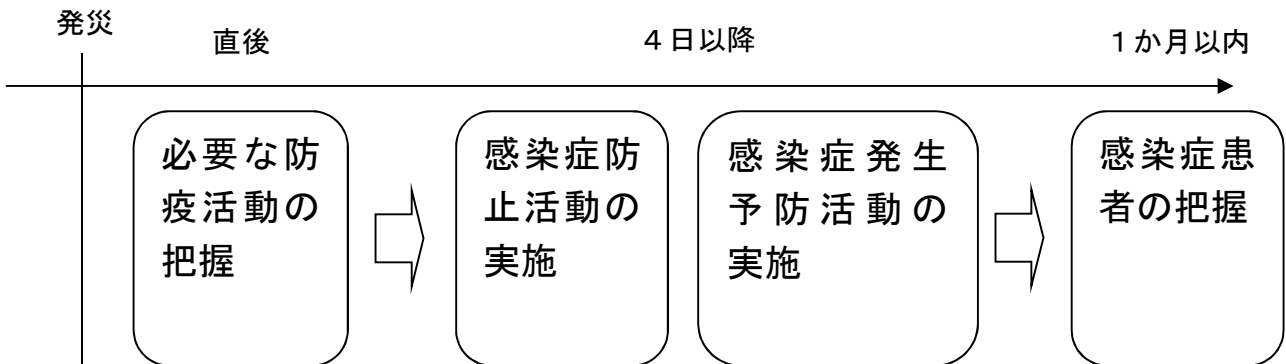
### 防疫（感染症の防止）

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査 ○ 立案 ● 実施</li> <li>○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議</li> <li>○ その他</li> </ul>	実施責任担当課	生活衛生課、保健予防課
	マニュアル更新担当課	保健予防課

#### 《行動のあらし》

震災直後から復旧・復興期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念されるため、感染症の発生を防止するための活動（防疫活動）を実施する。避難所等における消毒の他、予防のための広報、健康調査・相談、感染症防止指導を実施する。

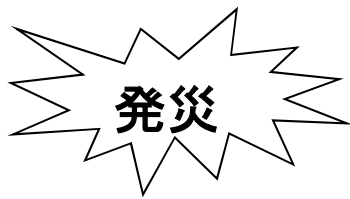
#### 《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災対健康部マニュアルに基づき準備を行う</li> <li>○ 避難所における感染予防対策必要物品の準備（手指消毒剤、マスク、ノロ嘔吐物処理セット、感染予防啓発用ポスター等）</li> <li>○ 避難所運営部署（自治会等）における感染予防対策の学習（ゾーニング等）</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 防疫活動の実施にあたり、状況に応じて葛飾区医師会及び葛飾区薬剤師会に協力を要請する。</li> <li>◆ 施設管理者との連携を図る</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 避難所運営部署（自治会等）との調整・連携</li> </ul>
コラム	<p>神戸で避難者の症状として多く聞かれたのは、咳、咽頭痛、倦怠感、発熱等の感染症状であった。救護所における診療の疾病別分類をみても、呼吸器系（風邪、インフルエンザ等）が68%を占めている。狭い部屋に多くの人が集団生活していること、環境の変化とストレスにより体力が低下していること、室温の調節、換気等が困難な条件下にあったこと等から、インフルエンザの流行は十分に予測された。そこで、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、喉飴の配布、室内の換気、早期受診の指導等を行った。（神戸復興誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



直後

**必要な防疫活動の把握**  
【生活衛生課、保健予防課】

- ① 被災状況等から必要となる防疫活動について整理をする。
- ② 区の対応能力では十分でない場合は、都や協定自治体等に協力を要請する。



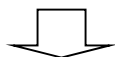
4日以降

**感染症防止活動の実施**  
【生活衛生課、保健予防課】

- ① 感染症発生状況等の把握
- ② 避難所等の消毒の実施及び指導
- ③ 避難所におけるハエ等の防除方法についての助言・指導
- ④ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理

**感染症発生予防のための広報及び健康相談**  
【生活衛生課、保健予防課】

- ① ポスターの掲示やリーフレットの配布等により、感染症発生予防の周知徹底を図る。
- ② 健康調査及び健康相談を実施する。
- ③ 感染症の防止指導（うがい・手洗い等）を実施する。



1か月以内

**感染症患者の把握**  
【保健予防課】

- ① 結核患者の把握と治療の継続
- ② 避難所等での集団生活の中で、まん延の可能性の高い感染性疾患の患者把握と感染拡大防止

MEMO

- 必要な物品**
- 消毒業務に従事できる業者（東京都ペストコントロール協会）緊急時連絡先リスト
  - 殺虫剤、噴霧器
  - nesidシステム（感染症サーベイランスシステム）

☆ 資料ページ  
東京都震災復興マニュアル  
避難所における感染対策マニュアル

震災直後から復旧・復興期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念される。このため、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、区市町村と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 防疫活動の実施	被災直後～	区市町村	① 飲料水の消毒や避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除を行う。 ② 区及び保健所設置市は、状況に応じて防疫班を編成し、保健所長の指揮のもと、健康調査及び相談、避難所の防疫指導等を行う。その他の市町村は、状況に応じて隔離消毒班を編成し、患者の収容、患家の消毒を行う。 ③ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に連絡する。 ④ 防疫活動の実施にあたり、状況に応じて都福祉保健局長又は地区医師会長に協力を要請する。
		福祉保健局 健康安全部	⑤ 区市町村の協力要請があった場合、その他必要と認めた場合は、防災組織の一部を動員して協力する。 ⑥ 防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会長又は地区医師会長に協力を要請する。 ⑦ 状況に応じて、防疫班、隔離消毒班及び環境衛生指導班を編成し、出動させる。 ⑧ 区市町村が行う防疫活動を支援し、必要に応じて、他県市との連絡調整を行う。 ⑨ 感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を図る。
イ 防疫用資材の調達	被災直後～	福祉保健局 健康安全部	① 都における初期防疫活動は、健康安全部、保健所等の現有防疫用資材を使用するものとする。



【避難所における感染対策マニュアル  
「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班】

次の症状がある場合はすぐにスタッフにお知らせください

1. 熱（38 度以上）がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 目が赤く、目やにが出ている
13. 創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたたり、痛かったりする

感染評価に基づく感染対策

- 1 のみ【インフルエンザやその他の感染症？】→とりあえず「飛沫予防策」を追加
- 1、2、3 の 1 つ以上【インフルエンザ等？】→「飛沫予防策」を追加
- 1、2、3 の 1 つ以上と 14【小児呼吸器感染症？】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加
- 4【結核？】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1 と 5【水痘や麻疹等？】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討
- 1 と 5 と 8【細菌性髄膜炎等？】→「飛沫予防策」を追加し病院搬送を検討
- 6 のみ【帯状疱疹や疥癬等？】→「接触予防策」を追加
- 7 のみ【単純ヘルペスウイルス感染症？】→「接触予防策」を追加
- 9 または 10【ノロウイルス感染症やその他の消化器感染症？】→「接触予防策」を追加
- 11【細菌性の急性下痢症？】→「接触予防策」を追加し病院搬送を検討
- 12 のみ【ウイルス性結膜炎？】→「接触予防策」を追加
- 13 のみ【創傷関連感染症？】→「接触予防策」を追加

食品・飲料水の安全確保

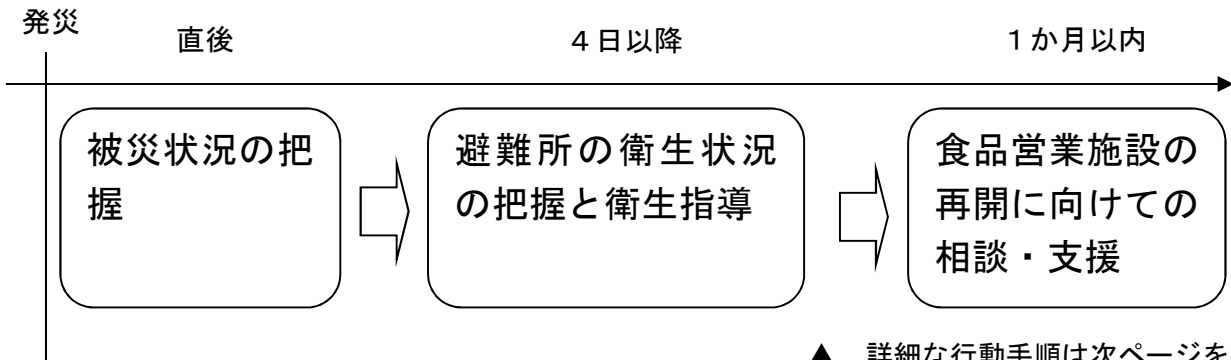
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査 ○ 立案 ● 実施</li> <li>○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議</li> <li>○ その他</li> </ul>	実施責任担当課	産業経済課、生活衛生課
	マニュアル更新担当課	生活衛生課

《行動のあらし》

避難所等で食品が衛生的に納入・保管・配布されているか、また避難者が適切に喫食しているか確認する。また、水道施設が被災し、避難所等において飲料水の安全性を確認する必要がある場合は、保健所職員による飲料水の安全確保のための検査等を実施する。

また、避難者に対する食品や飲料水の安全確保に関する普及啓発を実施し、食中毒や感染症の発生を予防する。集団給食施設等の巡回指導を行い、食品の安全を確保する。

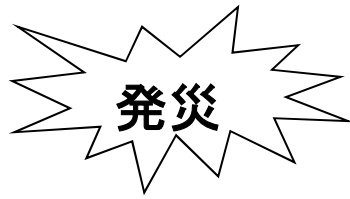
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	○ 災対健康部マニュアルに基づき準備を行う。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所等の施設数に対し職員数が少ないことから、効率性を図る必要がある。そのため避難所間の効率的な移動手段を確保する必要がある。</li> <li>◆ 災害救助法では、仮設住宅の着工は震災発生から 20 日以内となっている。</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 避難所等の自主衛生組織との調整が必要</li> <li>★ 職員数が少ないことから、ボランティアの活用を検討する必要がある。</li> <li>★ 東京都食品衛生監視班やボランティアの食品衛生監視員との協力体制について</li> </ul>
コラム	<p>神戸では市内の食品関係施設も大きな被害を受けたことから、大量の弁当・パン類は関西一円はもとより関東以西の広域から調達せざるを得なかった。道路事情の悪化などもあり、配布時には既に賞味期限の切れたものや腐敗臭のするものを見受けられた。</p> <p>また、製造者、製造年月日等が無表示であったり、被災者が弁当を長時間保管後に喫食するなどの問題が生じた。さらに、ボランティアによる炊き出しも始まり、早急に避難所の食品衛生対策を実施する必要が生じた。</p> <p>このため、各保健所に避難所の食品衛生巡回指導班を設置し、被災者や避難所の管理者及びボランティアに対し啓発と指導を進めた。(神戸復興誌)</p>

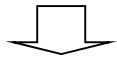
◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



直後

**被災状況の把握**  
【生活衛生課】

- ① 食品営業施設の被災状況の把握
- ② 水道施設の被災状況の把握



4日以降

**避難所の衛生状況の把握と衛生指導**  
【生活衛生課】

- ① 避難所開設状況を把握する。
- ② 避難所等の食品、飲料水（炊き出し・給水を含む）の衛生状況について把握する。



**避難所や集団給食施設等の衛生指導**  
【生活衛生課】

- ① 食品、飲料水の衛生に係わる巡回指導、啓発を行う
- ② 避難所等において食中毒が発生した場合、原因究明等を行い、指導・啓発を通じて被害拡大防止に努める
- ③ 給食施設等の巡回指導



1か月以内

**食品営業施設の再開に向けての相談・支援**  
【生活衛生課・産業経済課】

- ① 国、都、区の支援制度の紹介
- ② 相談対応
- ③ 営業を再開する店舗等の衛生状況調査と衛生指導

MEMO

☆ 資料ページ  
東京都震災復興マニュアル  
避難所管理運営の指針（区市町村向け）

- 必要な物品**
- 施設調査、衛生指導に必要な物
- 営業施設名簿
  - 衛生監視指導記録票
  - 検査用具、消毒薬等
  - 衛生に関するチラシ
- 調査全般に必要なもの
- ライト
  - ヘルメット
  - 軍手

初動期において、飲料水が塩素で消毒されているかの確認を行い、飲み水の安全確保を図る。

また、設備が不十分な状態での調理、食品の配布・保管等により健康被害が発生しないよう、応急期同様、食品衛生に関する監視・指導を行う。

なお、避難所等で食品等による食中毒が発生した場合は関係機関と連携し、対応する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 食品の安全確保	被災直後～	福祉保健局 健康安全部 区市町村	① 食品衛生指導班を編成し、区市町村と連携を図りながら、被災後の生活における食品の安全確保のため、食品衛生に係る巡回指導、啓発等を行う。 ② 避難所等において食品等による食中毒が発生した場合、関係機関と情報交換をし、原因究明等を行う。 また、指導、啓発の徹底を図り被害拡大防止に努める。
イ 飲料水の安全確保	被災直後～	福祉保健局 健康安全部 区市町村	① 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。また、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、区市町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行う。

### 飲み水の安全確保《ライフラインの復旧後》

- 区市町村は、避難所において貯水槽を経由する飲み水の飲用可否などの情報について、避難者に必要な情報を周知します。
- 特別区及び保健所設置市の環境衛生指導班は、給水設備等の点検及び残留塩素濃度の確認を行います。
- 市町村（保健所設置市を除く。）は、都福祉保健局の編成する環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度の確認を行います。

### 炊き出し用食料の要請及び提供等

- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として、避難所において米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整えます。
- そのため、区市町村は、3 日目までに炊き出しに必要な道具の調達や水・熱の確保等を図ります。なお、熱には、都市ガスを代替する LP ガス等を含みます。
- 炊き出しによる食中毒の発生を防ぐため、下痢など体調不良の方は食品や原材料に直接触れる作業には従事しないといった調理従事者の健康管理や調理の際の衛生手袋の着用、食品の十分な加熱、調理器具の衛生的な取扱いなど、十分な衛生管理を行います。なお、熱には都市ガスを代替する LP ガス等を含みます。
- 区市町村は、避難所ごとに必要な品目・数量をとりまとめ、都応急対策部へ要請します。
- 炊き出し食品等を提供する際には、公平な役割分担に留意し、特定の人に偏らないようにしましょう。炊き出しや食事の準備が当然のように女性の役割として割り振られ、固定化することがないように、役割分担等の決定の場への女性の参画が重要です。

### 食品の安全確保《ライフラインの復旧後》

- 区市町村は、食品取扱管理者に対して、搬入食品の衛生管理等について指導します。
- 特別区及び保健所設置市は、引き続き食品衛生指導班による巡回指導を実施し、状況に応じて体制の見直しを行います。
- 市町村（保健所設置市を除く。）は、引き続き衛生管理体制を維持するとともに、都が派遣する食品衛生指導班の活動に協力します。

公衆浴場の状況把握と再開支援

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査 ○ 立案 ● 実施</li> <li>● 支援 ○ 連絡 ○ 会議</li> <li>● その他</li> </ul>	実施責任担当課	産業経済課、商工振興課、生活衛生課
	マニュアル更新担当課	生活衛生課

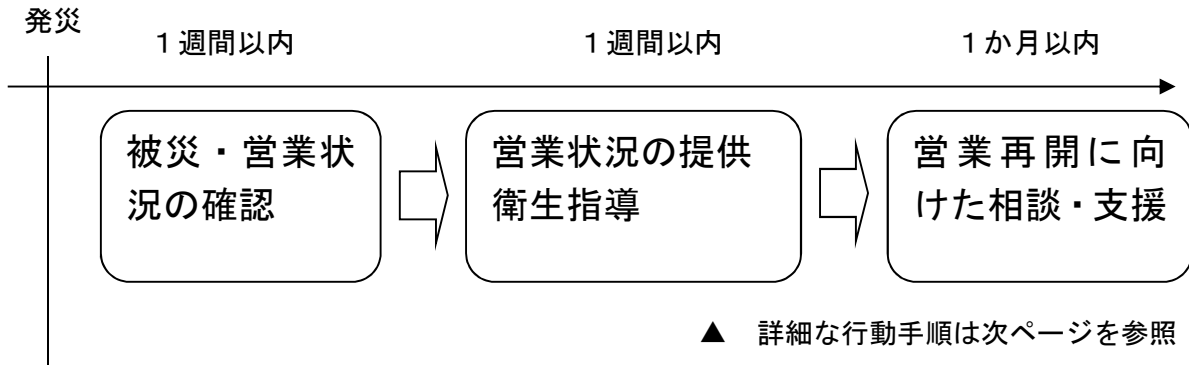
《行動のあらまし》

大地震によりガス、水道に被害を受け、自宅で入浴できない区民が生じた際に、公衆浴場施設の営業は、区民の衛生確保の観点から非常に重要な事項である。したがって早期に営業することができるよう支援するとともに、公衆浴場営業状況について区民に情報提供する。

また、多数の区民が公衆浴場施設を利用した場合、衛生状況の悪化が懸念されることから、衛生監視指導を強化する必要がある。

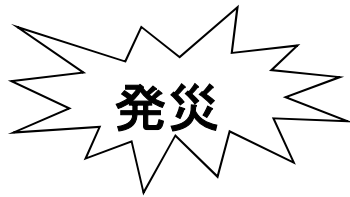
被災した公衆浴場施設に関しても、速やかに営業が再開できるように融資等の支援を行う。

《プロセスのポイント》



事前準備	○ 施設状況を調査するために、公衆浴場の名称、所在地等を記載した名簿を準備する必要がある。
留意事項	◆ 施設の営業状況の変化に伴い、一定期間ごとに情報の更新をする必要がある。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 情報提供の方法の検討（名簿の設置場所、ホームページでの閲覧方法等）</li> <li>★ 避難所等の衛生指導業務等と並行して実施するため、対応できる職員数が少ない。そのためボランティアを利用し営業調査を実施することや、インターネットを利用した情報収集、情報提供の方法を検討する必要がある。</li> </ul>
コラム	<p>神戸では、水道・電気のライフライン被害の大きかった地区の公衆浴場施設の営業再開にこぎつけるのには困難を極めた。</p> <p>市民から再開浴場の問い合わせが多くなる一方、営業者からも特に水、燃料の供給について支援要請があがってきた。このため公衆浴場の営業再開を支援するため、発災約1週間後から燃料の重油の斡旋や、タンクローリーによる水の供給を開始した。（神戸復興誌）</p>

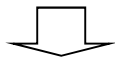
◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



1週間以内

**被災・営業状況の確認**  
【生活衛生課】

- ① 公衆浴場施設の被災・営業状況を確認する。
- ② 再開支援窓口（産業経済課・商工振興課）を案内する。



1週間以降

**営業状況の提供  
衛生指導**  
【生活衛生課】

- ① 区民に営業している施設に関する情報を提供する。
- ② 営業を再開した施設については、衛生が保持されている状況にあるか調査する。



1か月以内

**営業再開に向けた  
相談・支援**  
【産業経済課・商工振興課】

- ① 国、都、区の支援制度の紹介
- ② 相談対応

MEMO

☆ 資料ページ

**必要な物品**

施設調査、衛生指導に必要な物

- 営業施設名簿
- 衛生監視指導記録票
- 検査器具

調査全般に必要なもの

- ライト
- ヘルメット
- 軍手

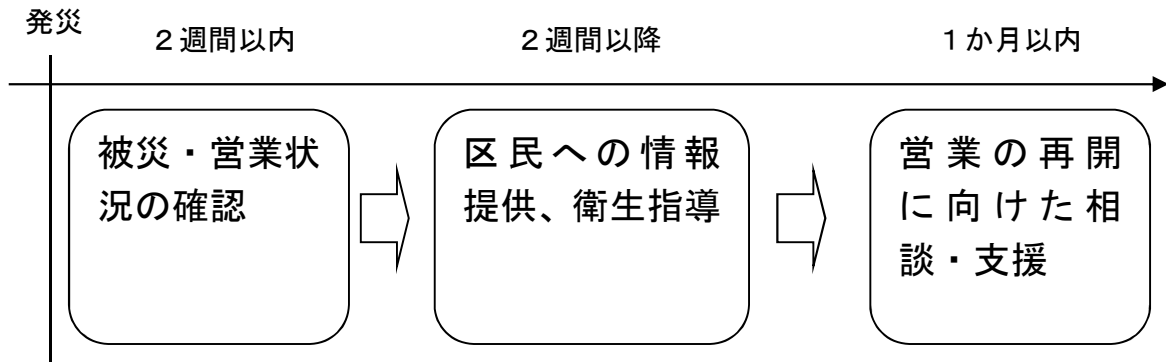
生活衛生施設の状況把握と再開支援

● 調査 ○ 立案 ○ 実施	実施責任担当課	産業経済課、生活衛生課
● 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	生活衛生課
● その他		

《行動のあらまし》

区民の保健衛生の維持に係わりのある生活衛生施設（理容所・美容所・クリーニング所）の被災状況を把握して、その営業情報を区民に提供する。また、営業再開のための相談に応じると共に、営業再開の支援策を講じる。

《プロセスのポイント》

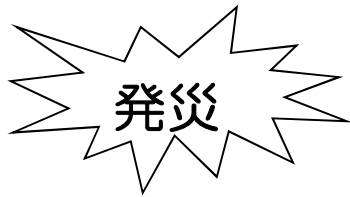


▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	○ 施設状況を調査するために、理容所、美容所、クリーニング所の名称、所在地等を記載した名簿を準備する必要がある。
留意事項	◆ 施設の営業状況の変化に伴い、一定期間ごとに情報の更新をする必要がある。
検討課題	★ 情報提供の方法（避難所等に名簿を設置する。ホームページで閲覧できるようにするなど。） ★ 避難所等の衛生指導業務等と並行して実施するため、職員数が少ない。そのためボランティアを利用し調査を実施することや、インターネットを利用した情報収集、情報提供の方法を検討する必要がある。
コラム	神戸では、被害を受けた食品及び環境衛生関係の営業再開に係わる営業車の財政的負担の軽減を図り復興を促進するため、営業実態調査結果を踏まえ、営業許可申請等の手数料の減免を実施した。この制度は、震災前に既に営業していた施設が、倒壊等の被害を受け、建て替え再開するにあたり新たに許可申請した場合に限り減免を行うものであった。（神戸復興誌）



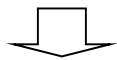
◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



2週間以内

**被災・営業状況の確認**  
【生活衛生課】

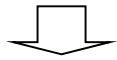
- ① クリーニング所（特にテトラクロロエチレン使用施設）の被災状況を確認し、有害物質の漏えいについて確認する。
- ② 理容所、美容所、クリーニング所の被災・営業状況を確認する。



2週間以降

**区民への情報提供、衛生指導**  
【生活衛生課】

- ① 営業状況を区民に提供する。
- ② 営業を再開した施設については、衛生が保持されている状況にあるか調査する。



1か月以内

**営業再開に向けた相談・支援**  
【産業経済課】

- ① 国、都、区の支援制度の紹介
- ② 相談対応

MEMO

☆ 資料ページ

**必要な物品**

施設調査、衛生指導に必要な物

- 営業施設名簿
- 衛生監視指導記録票

調査全般に必要なもの

- ライト
- ヘルメット
- 軍手

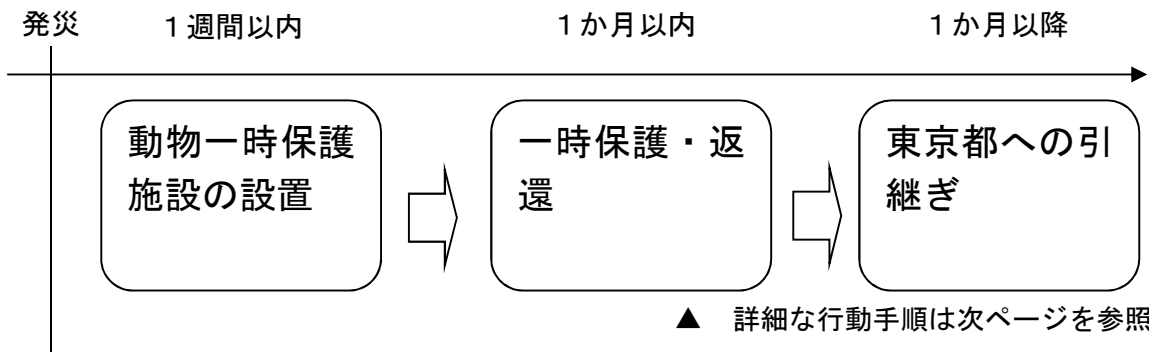
### ペット等の一時保護

● 調査 ○ 立案 ○ 実施	実施責任担当課	生活衛生課
○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	生活衛生課
● その他		

#### 《行動のあらまし》

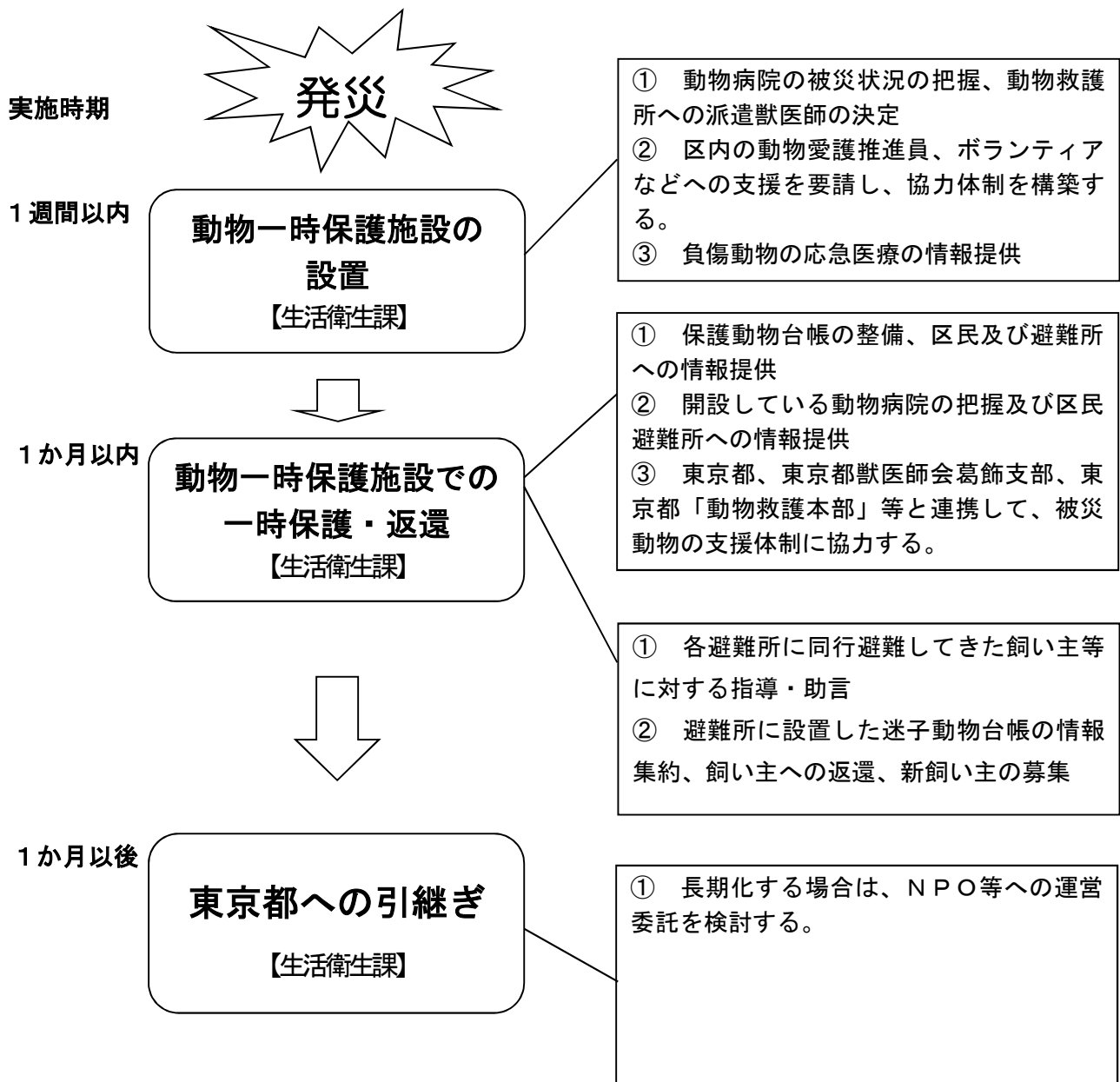
負傷動物の保護については、東京都が中心となって実施することになっているが、震災の発生により、一時的に保護対象となる飼育動物が大量に発生することが予測される。このため東京都（福祉保健局健康安全部環境衛生課）や東京都獣医師会葛飾支部等との連携のもと、逸走・負傷した飼育動物の適切な救護を行う必要がある。

#### 《プロセスのポイント》



<b>事前準備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物一時保護施設の設置場所の確保</li> <li>○ 東京都獣医師会葛飾支部との協力体制の確保</li> </ul>
<b>留意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 東京都との連携</li> <li>◆ 迷子動物台帳の整備、避難所への設置、情報集約</li> <li>◆ 保護動物台帳の設置、区民への情報提供</li> <li>◆ 葛飾区災害時飼育動物対策計画（平成27年3月）では、飼育推定頭数を犬16,716頭、猫34,165頭としており、逸走・放し飼いとなる動物が相当数と推定される。</li> </ul>
<b>検討課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 発災直後は、診療可能な動物病院は開設することになっており、動物一時保護施設に派遣する獣医師を事前に決定しておくかどうか検討する。</li> <li>★ 災対健康部（保健所）では、発災後3日間は多くの職員が医療救護所勤務となり、動物保護を担当する係は5名で、ボランティアを含めた人員の確保が課題</li> </ul>
<b>コラム</b>	<p>神戸市は、発災から間もなく神戸市獣医師会と被災動物対策を協議し、被災動物の救護に係るボランティア活動を要請した。その後、神戸市獣医師会、兵庫県獣医師会及び日本動物福祉協会阪神支部の3者が協議し、民間ボランティア団体として、兵庫県南部地震動物救援本部が設置された。神戸市は、同本部に対して人的・物的支援を行い、一体となって飼育困難な動物の一時保管や新たな飼い主探し等の活動を行った。（神戸復興誌）</p>

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

葛飾区災害時飼育動物対策計画  
避難所管理運営の指針（区市町村向け）

必要な物品

- 保護動物用資材（ケージ等）
- 動物用の食糧、医薬品等の確保
- 保護動物台帳のためのインスタントカメラ

(1) 活動方針について

飼い主から離れ逃げ出した状態（逸走状態）になった動物や負傷した動物の保護については、東京都が中心となって実施することになっています。

しかし、発災後は保護対象となる動物が一時的に大量に発生することが想定されるため、葛飾区では東京都による保護への繋ぎの施設として、災害時動物保護施設を設置します。

なお保護する動物は、原則として飼育動物とします。

(2) 設置箇所数について

当初は1か所の設置としますが、被災状況等を勘案して設置箇所を増設します。

阪神・淡路大震災で兵庫県が受入れた割合から推定すると、葛飾区では犬は48頭、猫は46頭となりますが、被害の割合は約4倍となっておりますので、実際は犬は206頭、猫は198頭と推定されます。

	兵庫県	葛飾区
飼育頭数の想定	犬 80,154頭 猫107,036頭	犬 16,784頭 猫 34,165頭
世帯数	1,193,159棟	217,354棟
被害住宅数	58,940棟	45,897棟
被害割合	4.940%	21.116%
震災時最大受入飼育数	犬 230頭 猫 145頭	犬 206頭 猫 198頭
飼育頭数に対する受入の割合	犬 0.287% 猫 0.135%	犬 1.227% 猫 0.579%

※出典：兵庫県の数字は「兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録」より

(1) 活動方針について

災害により多くの動物が負傷することが想定されます。

そこで、発災直後の応急手当については既存の動物病院のうち、診療が可能な動物病院は開設し、その情報を葛飾区が集約することで、問い合わせがあった区民へ情報提供することとします。

(2) 地震前の対策について

① 応急手当協力動物病院

葛飾区は東京都獣医師会と協定を結び、東京都獣医師会葛飾支部の動物病院に対して活動の協力を求めるものとします。

また東京都獣医師会葛飾支部以外の葛飾区内動物病院に対し、計画を説明し、応急手当協力動物病院の拡大を図ります。

(3) 地震直後の応急対策について

① 応急手当協力動物病院の開設について

動物病院開設者は施設などの安全を確認したのち、応急手当協力動物病院として可能な限り開設し獣医療活動を行うものとします。

② 活動期間について

発災直後の応急手当が対象なことから、応急手当協力動物病院としての活動期間は短期間とし別に定めます。

(4) 費用負担について

応急手当協力動物病院における治療費については、原則として飼い主の負担とします。

ただし、やむを得ない事情により応急手当協力動物病院が治療にあたって使用した医薬品等物品の費用の徴収が出来なかった場合は、応急手当協力動物病院からの請求により葛飾区が負担します。

(1) 飼養動物の同行避難対策

- 避難所等における動物の飼養場所の確保
  - ・ 管理責任者は、避難所施設に応じて、避難所内又はその近接地等に同行避難動物の飼養場所を確保します。
  - ・ 動物飼養場所の設定に当たっては、避難所内での導線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮します。
  - ・ 管理責任者は、避難所等における動物の飼養状況等を把握し、区市町村の災害対策本部に支援要請を行うとともに、逸走動物情報の把握に努めます。
  - ・ 同行避難動物の管理台帳を作成し、管理責任を明確にします。
- 資材及び人員の受入れ等
  - ・ 管理責任者は、提供された資材、派遣された人員等の受入窓口としての調整を行います。
- 飼い主に対して、管理責任者からの貼り紙、リーフレット等により、次の事項を周知します。
  - ア 飼養動物の管理の実施及び危害発生予防
 

動物は指定場所等で飼養することや、定時の給餌及び後片付けの実施、動物の身体の保清、疾病の予防及び衛生害虫の発生防止等、適正な飼養管理を行い、動物による苦情や危害の発生防止に努めること。
  - イ 飼養場所及び周囲の環境維持（保清、汚物等の処理）
 

飼養場所や施設等の清掃及び必要に応じた消毒等を行うこと。また、動物の排泄は指定の場所で行い、適正に処理し、環境を維持すること。
  - ウ 飼養場所及び施設の自主管理
 

飼い主が相互に協力して飼養場所、施設等の適正な管理運営を行うこと。
- 避難者への配慮
 

管理責任者は、避難者間の不要なトラブルを避けるために、動物を飼養していない避難者に対して、避難所における動物の飼養管理の状況を周知します。

【都の対応】

- 区市町村への支援
  - ・ 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況等を情報収集し、状況に応じて、資材（餌、ケージ等）の提供や獣医師の派遣を行います。
  - ・ 避難所から保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行います。

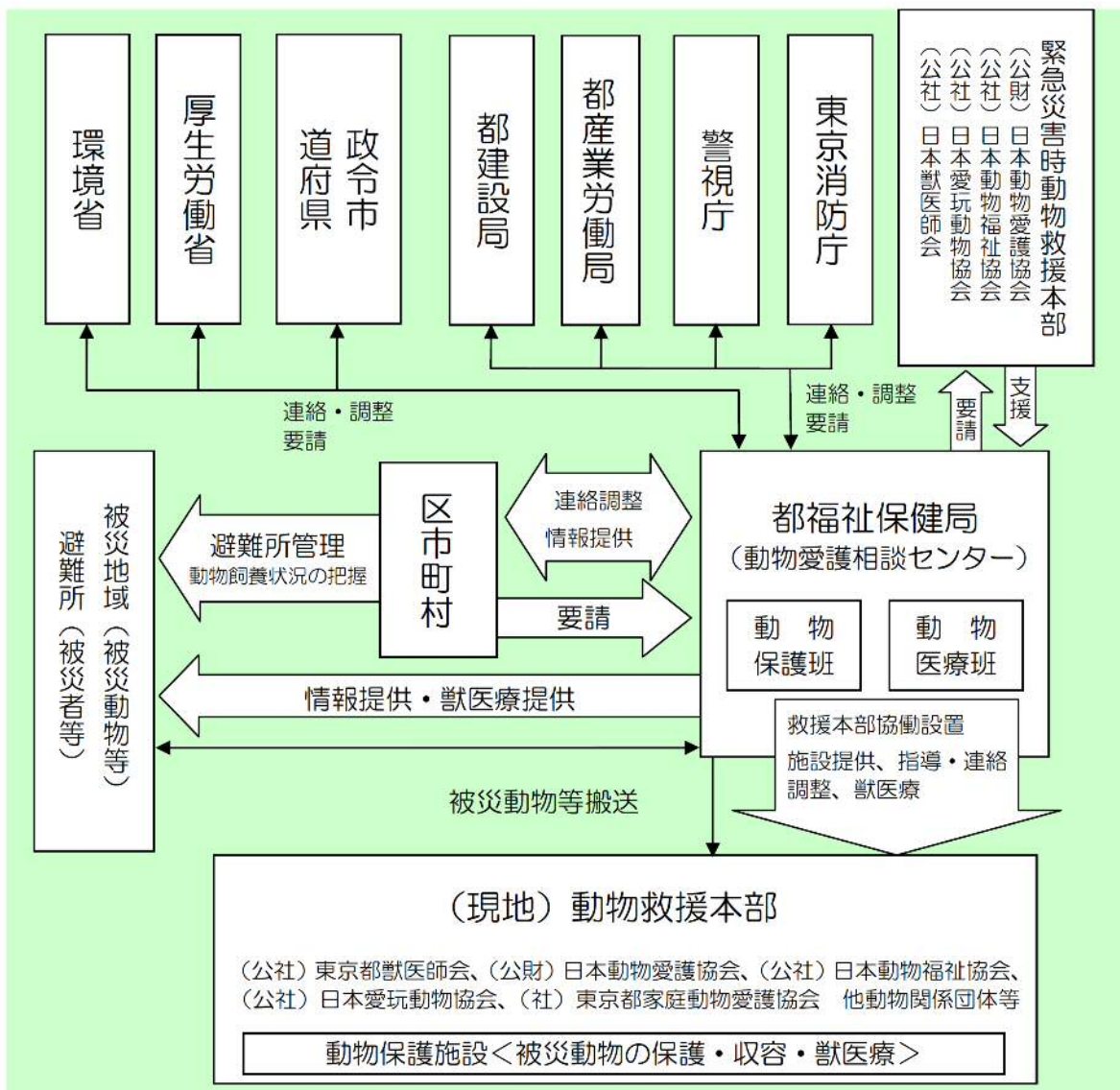
(2) 動物救護対策

- 都、関係団体等との連携・調整
  - ・ 逸走動物について都に情報提供するとともに、飼い主不明の被災動物について避難所から保護施設への搬送の調整を行います。
  - ・ 都や関係団体等と協力し、避難所に同行避難した負傷動物への獣医療提供の調整を行います。

【都の対応】

- 被災地域における動物の保護
  - ・ 都や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行います。
  - ・ 「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供します。
- 「動物保護班」「動物医療班」の編成
  - ・ 発災直後に、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」をそれぞれ2班編成し、発災後72時間を目途に班の充実を図ります。
  - ・ 「動物保護班」及び「動物医療班」により、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わります。
- 他区市や関係団体への支援要請
  - ・ 状況に応じて、緊急災害時動物救援本部を始め、他区市及び東京都獣医師会等関係団体に対し、資材（餌、ケージ等）の提供や獣医師の派遣を要請します。また、各区市町村への資材の提供、獣医師の派遣の調整を行います。

【災害時における動物救護体制】



生活支援

3節 1

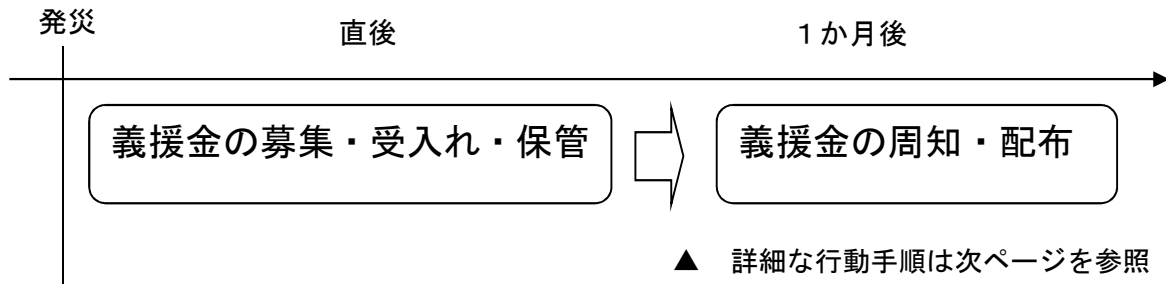
義援金の配分

<input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 立案 <input checked="" type="radio"/> 実施 <input checked="" type="radio"/> 支援 <input type="radio"/> 連絡 <input checked="" type="radio"/> 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	財政課、福祉管理課、 会計管理課
	マニュアル更新担当課	財政課

《行動のあらまし》

日本赤十字社等義援金受付団体及び都からの義援金と併せ区に寄せられた義援金について、区義援金配分委員会で決定した基準に基づき、被災された方に配分を行う。

《プロセスのポイント》



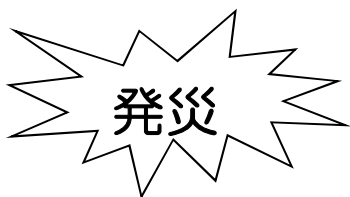
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 義援金の受入れ体制の確立</li> <li><input type="radio"/> 義援金配分基準及び計画の策定</li> <li><input type="radio"/> 義援金の配分方法の検討（2次配布、3次配布等も念頭に）</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 申請主義のため、広報を充実させる</li> </ul>
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 義援金配分基準及び計画</li> <li>★ 文書管理システム、財務会計システム未復旧時の対応について</li> </ul>
コラム	<p>阪神・淡路大震災では、およそ1,800億円の義援金が寄せられた。義援金の用途については、死亡見舞金や住家損壊見舞金、重傷者見舞金、要援護家庭激励金、被災児童・生徒教育助成金、被災児童特別教育資金、住宅助成などの他、被災市町の実態により配分された。</p> <p>義援金の募集・配分については、義援金の募集委員会に被災市町が少ないことや学識経験者も入っていないことが課題として指摘されている。また、様々な被災者救済策が講じられる中であって、義援金が住宅関連の項目に多く配分されたことにより公平性に問題があったのではとの指摘もある。（内閣府 阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート）</p> <p>義援金の配分にあたっては、被災者支援の観点から迅速性が求められるが、当初は体制が整備されていなかったことから、申請を受けてから義援金の配分を行うまでに相当の日数を要することとなり、そのことに対するクレームもみられた。震災の規模が大きく、義援金の申請件数が13万件を超える状況になると、その事務処理量が膨大なものとなり、一日も早く、支援を必要としている方への配分を行うためには、処理方法や体制の整備について事前に検討しておく必要がある。（仙台市震災記録誌）</p>



◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

実施時期

直後～  
1か月後

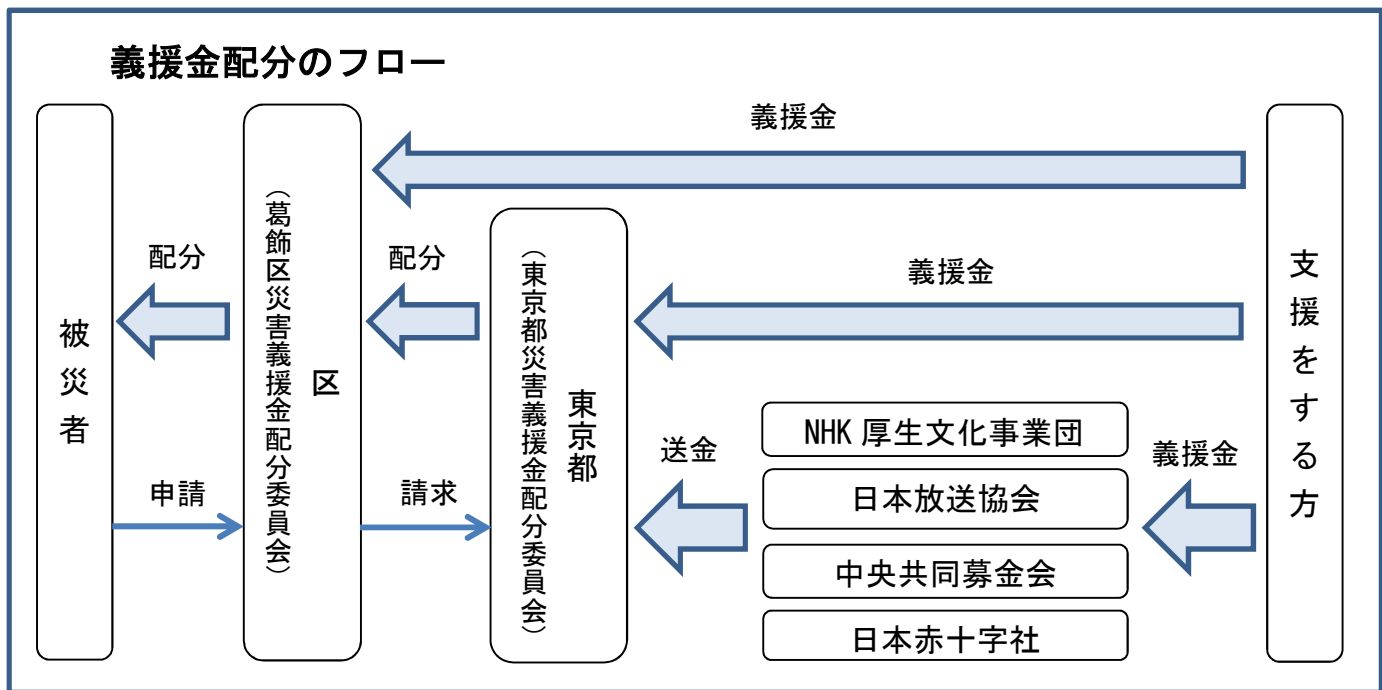


**義援金の  
募集・受入れ・保管**  
【 財政課、福祉管理課、  
会計管理課 】

- 【募集】**
- ① 東京都との調整（都の義援金配分委員会への参加）
  - ② 受付窓口の設置（区の義援金指定口座を開設する。）
  - ③ 振込、送金方法、受付期間をホームページ等で広報
- 【受入れ・保管】**
- ④ 受入れ及び受付台帳への記録
  - ⑤ 受入専用口座の開設
  - ⑥ 配布までの間、受入専用口座に保管

**義援金配布の周知  
配分計画に基づく配布**  
【 財政課、福祉管理課、  
会計管理課 】

- ① 義援金配分委員会の設置
- ② 配分基準及び計画の協議・検討
- ③ 配分方法の決定
- ④ 義援金申請窓口の設置
- ⑤ 義援金申請内容の確認
- ⑥ 義援金の振込み及び義援金台帳への記録



MEMO

☆ 資料ページ  
東京都震災復興マニュアル

- 必要な物品**
- 申請書類
  - 記録簿
  - 大型金庫
  - 封筒
  - 現金書留

震災が発生した場合には、被災直後から都、区市町村や日本赤十字社及び東京都共同募金会に義援金が寄せられることが予想される。寄せられた義援金は、公平かつ公正に配分する必要があるため、災害対策本部（復興本部）に東京都義援金配分委員会を設置し、被害状況及び寄せられた義援金の金額等を考慮して配分計画を定め、区市町村を通じて被災者に支給する。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 義援金募集の検討	被災直後～	福祉保健局	① 震災直後から、被災の状況を把握し、都として義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ② 被災の状況を勘案し、九都県市など他県市を含めて合同で実施するか検討する。発災後、迅速に対応できるよう、検討体制については九都県市で調整する。
イ 東京都義援金配分委員会の設置	被災後 1～2 週間以内	福祉保健局	① 義援金の募集を決定した場合、義援金の募集・配分を適正、公平に行うために、都の設置要綱に基づき東京都義援金配分委員会を設置する。
ウ 義援金の募集・受付	被災後 1～2 週間以内	福祉保健局	① 銀行等の金融機関に都福祉保健局名義の普通預金口座を開設し、義援金の受付を行う。 ② 受け付けた義援金は、適宜受付状況を同委員会に報告するとともに、配分が決定された後、委員会に送金を行う。 ③ 送金するまでの間は受付口座に預金として保管する。
		日赤東京都支部	① 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。 ② 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
エ 義援金の募集期間	被災後災害救助法の適用期間内（災害救助法が適用されない場合は被災後3か月を基本とする。ただし、被災の状況等を勘案して東京都義援金配分委員会は募集状況を延長することができる。）	福祉保健局	① 東京都義援金配分委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ・被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・義援金の受付・配分に係る広報活動 ・その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
オ 義援金の配分	被災後募集期間内	福祉保健局	① 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。
		区市町村	① 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。
カ 義援金の交付申請	被災後募集期間内	区市町村	① 配分に当たっては、窓口を設置し、交付申請の受付を行う。
キ 義援金の交付の判断	被災後募集期間内	区市町村	① 被災区市町村ごとに、申請書類について区市町村義援金品配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかを判断する。 ② 必要に応じて、再度り災調査等を行う。
ク 義援金の支給	被災後募集期間内	区市町村	① 配分を受けた被災区市町村が、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に支給する。 ② 支給は金融機関からの口座振替等で行う。 ③ 被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
ケ 義援金の広報	義援金の募集を決定した後	福祉保健局	① 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知する。

生活支援

3節2

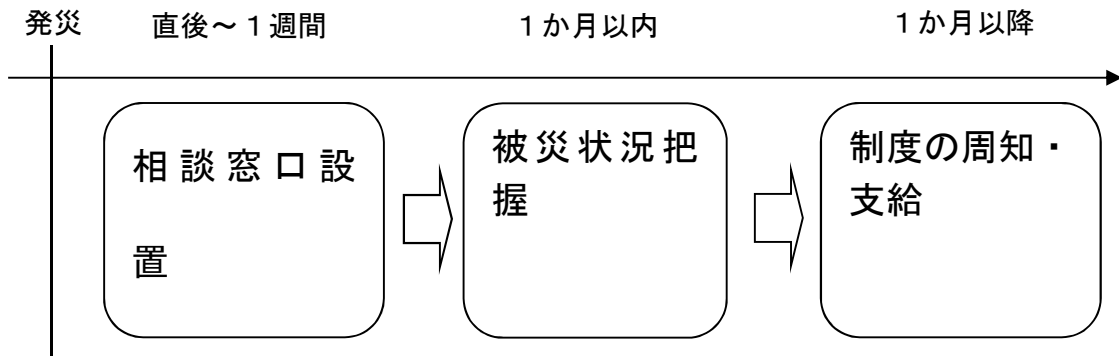
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

<input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 立案   ● 実施 <input type="radio"/> 支援 <input type="radio"/> 連絡 <input type="radio"/> 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	福祉管理課
	マニュアル更新担当課	福祉管理課

《行動のあらまし》

震災により死亡した区民の遺族に対し災害弔慰金を、障害を負った区民に対して災害障害見舞金を支給する。

《プロセスのポイント》

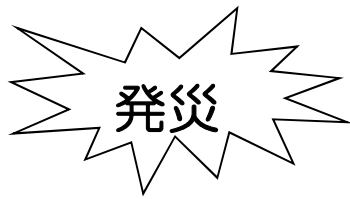


▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	<input type="radio"/> 給付マニュアルの整備 <input type="radio"/> 給付シミュレーション（弔慰金・見舞金の原資の確保） <input type="radio"/> 被災者台帳システムの整備
留意事項	◆ リ災証明等の発行体制の確認 ◆ 重複支給や支給漏れがないように注意する。他の自治体との連絡を緊密にする。 ◆ 医師の診断書が必要になるので、医師会の協力が必要である。
検討課題	◆ 口座振替が原則であるが、窓口払い、引換券方式等も検討しておく。
コラム	神戸市では、弔慰金・災害障害見舞金については、死因等に関する震災との因果関係が問題となり、いわゆる「震災関連死」の認定が課題となった。「震災関連死」などに関する遺族からの申立てが多数あり、被災市では認定のための委員会を設けて、震災との因果関係を調査・判定することとした。（阪神・淡路大震災教訓情報資料集） 仙台市では、「震災関連死」の方々への弔慰金の支給にあたっては、国から参考として情報提供を受けた「関連死認定基準（例）」を基に認定基準を策定し、医師等の専門家による「支給要件判定委員会」で支給の可否の判定を行った。（仙台市震災記録誌）

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）

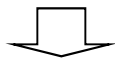
実施時期



直後～  
1週間以内

**相談窓口の設置**  
【福祉管理課】

- ① 生活支援金に関する一元的な窓口を設置する。
- ② 相談窓口の周知をする。

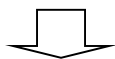


1か月以内

**被災状況の把握**

- 1章4節3 家屋被害状況調査  
【建築課】
- 1章5節1 被災者生活実態調査  
【地域振興課各地区センター】
- 1章4説4 リ災証明書の発行  
【地域振興課各地区センター】

- ① 被災者台帳の作成



1か月以降

**周知、申請受け付け準備、申請受付、支給**  
【福祉管理課】

- ① 予算措置（確認）
- ② 受付窓口の設置
- ③ 管理体制の確立
- ④ 交付申請書類の準備

- ・被災者台帳を活用し、迅速に対応する。
- ・重複支給や至急漏れがないよう注意する。
- ・医師会等と情報を共有して、死亡者や遺族の確認をする。

*MEMO*

☆ 資料ページ  
東京都震災復興マニュアル

- 必要な物品**
- 申請書類
  - リ災証明代替書類
  - 名簿（給付簿）
  - 給付総額（貸付総額）計算書

被災者や被災世帯に対して、経済的支援のための災害弔慰金等を支給する。

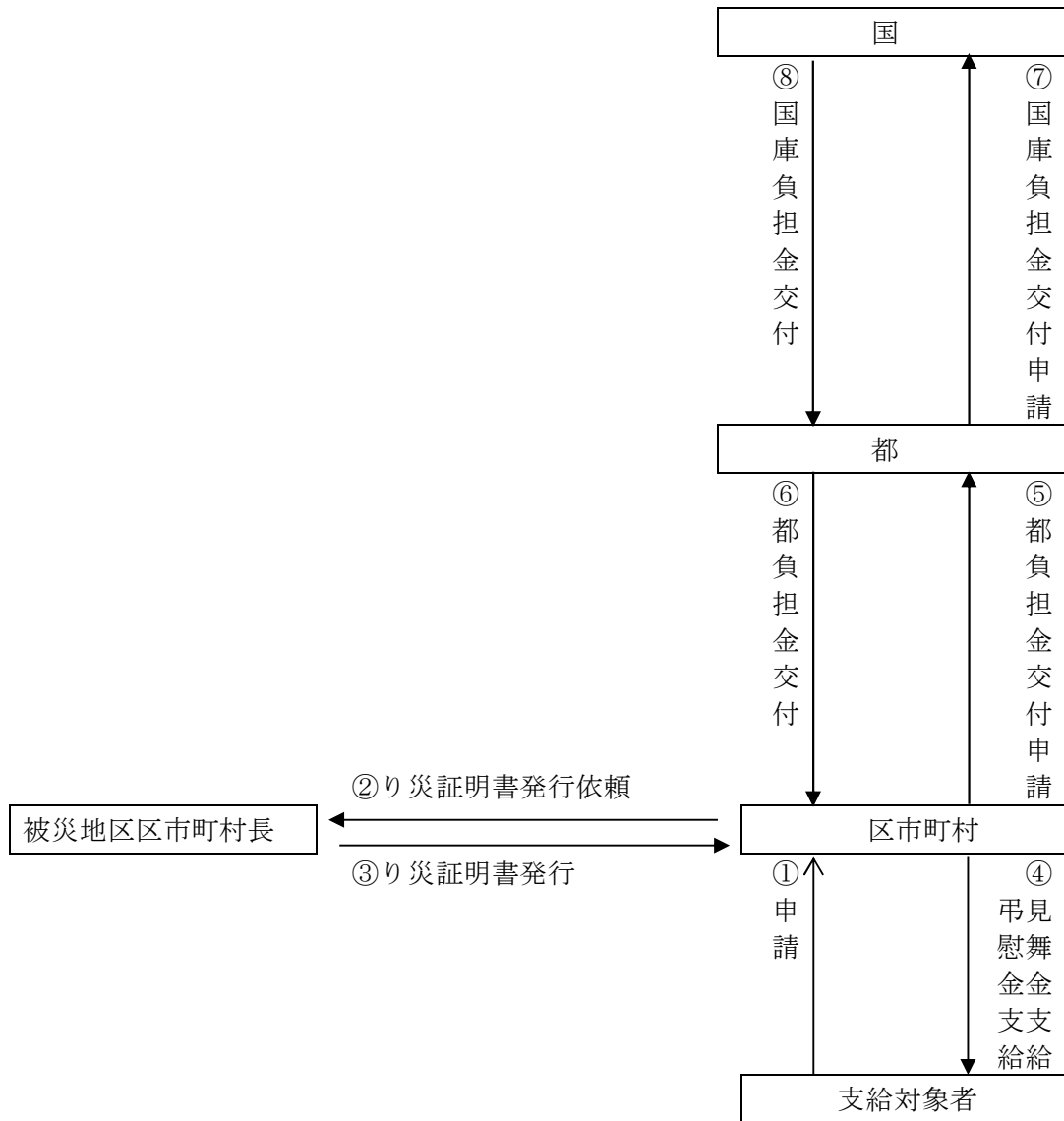
■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手 順 と 方 法
ア 災害弔慰金	被災後～	福祉保健局 生活福祉部 区市町村	<p>① 災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：区市町村</li> <li>・支給条件の詳細：地域防災計画参照</li> </ul> <p>② 制度の周知を図るために広報を行う。 ただし、受付開始時期、場所等具体的な事項は区市町村の広報に委ねる。</p> <p>③ 重複支給や支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況と弔慰金支給状況について、他道府県に確認を行う。</p> <p>④ 支給は口座振替で行うが、支給対象者が多数生じる等口座振替が困難な場合には、引換券方式による金融機関の窓口払いを検討する。</p> <p>⑤ 支給に当たっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請する。</p>
イ 災害障害見舞金	被災後～	福祉保健局 生活福祉部 区市町村	<p>① 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：区市町村</li> <li>・支給条件の詳細：地域防災計画参照</li> </ul> <p>② 手順についてはアに準ずる。</p>

## 災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害	根拠法令	区市町村の対応	支給対象者	支給限度額
災害弔慰金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害</li> <li>東京都において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害</li> <li>上記と同等と認められる特別の事情がある災害で内閣総理大臣が定めるもの</li> </ol>	災害弔慰金の支給等に関する法律	<p>区市町村条例の定めるところにより、災害弔慰金を支給する。区市町村長は、次に掲げる調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 死亡者（行方不明者を含む）の氏名、性別、生年月日</li> <li>(2) 死亡年月日、死亡の状況</li> <li>(3) 死亡者の遺族に関する事項</li> <li>(4) 支給の制限に関する事項</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、区市町村長が必要と認める事項</li> </ol>	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円
災害障害見舞金	<p>平成25年10月1日内閣府告示第230号</p>		<p>区市町村条例の定めるところにより、災害障害見舞金を支給する。区市町村長は、次に掲げる調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の氏名、性別、生年月日</li> <li>(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日、障害の状況</li> <li>(3) 障害の種類及び程度に関する事項</li> <li>(4) 支給の制限に関する事項</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、区市町村長が必要と認める事項</li> </ol>	法別表に掲げる障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円

災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、区市町村は、対象者に弔慰金（見舞金）を支給し、災害弔慰金等都負担金交付要綱（昭和49年9月11日民生局長通知）により、福祉保健局へ3/4の額を申請する。

福祉保健局は、区市町村に交付した額の2/3について、災害弔慰金等国庫負担金交付要綱（昭和49年4月27日厚生次官通知）により内閣総理大臣へ交付申請する。





生活支援

3節3

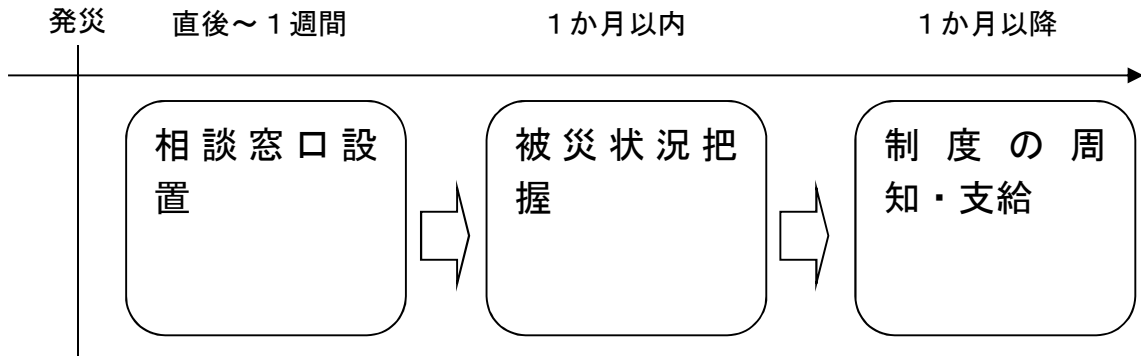
災害援護資金の貸付

<input type="radio"/> 調査 <input type="radio"/> 立案   ● 実施 <input type="radio"/> 支援 <input type="radio"/> 連絡 <input type="radio"/> 会議 <input type="radio"/> その他	実施責任担当課	福祉管理課
	マニュアル更新担当課	福祉管理課

《行動のあらまし》

震災により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

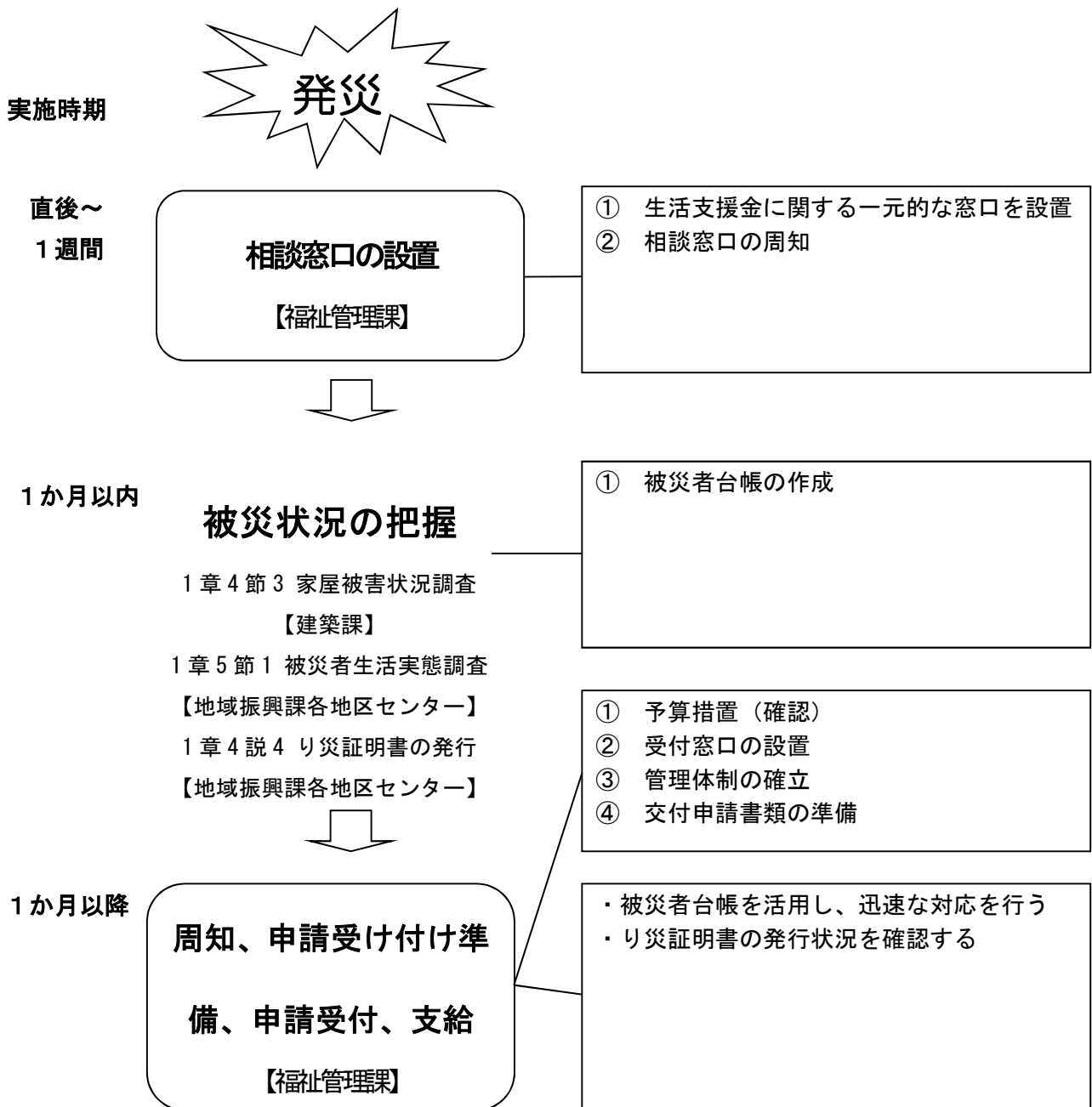
《プロセスのポイント》



▲ 詳細な行動手順は次ページを参照

事前準備	<input type="radio"/> 給付・貸付マニュアルの整備 <input type="radio"/> 給付・貸付シミュレーション <input type="radio"/> 被災者台帳システムの整備
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活援護資金の貸付にあたっては、綿密な事前想定を伴わないと、有事の際の実効性に欠ける。(規定だけ作成しても、実行できなければ意味がない) 数段階の災害規模に応じて、どの範囲まで対応可能か、予算規模に照らしてシミュレーションする必要がある。</li> <li>◆ り災証明等の発行体制の確認</li> </ul>
検討課題	★ 各種申請の書類の一本化（代替手段）の検討
コラム	神戸では、災害援護資金貸付は受付期間が短く、県外避難者へのPRが難しいことや、被災者が再建計画をたてられる状況ではなかった、などの問題が指摘された。また、災害援護資金貸付の返済期限がきても、生活再建の遅れから、返済が滞っている被災者が少なくなかった。(阪神・淡路大震災教訓情報資料集)

◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

東京都震災復興マニュアル

**必要な物品**

- 申請書類
- り災証明代替書類
- 名簿（給付簿）
- 給付総額（貸付総額）計算書

特に低所得者を対象として、被災直後の生活資金及び復旧期の災害援護資金の貸付を行う。

■震災後の行動

具体的行動名	実施時期	所管部局	手順と方法
ア 生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付	被災直後必要に応じて	福祉保健局 生活福祉部	① 低所得者世帯のうち、緊急かつ一時的に生計の維持が困難な世帯に対しては、小口資金の貸付を実施する。 (別紙 1 参照) ・実施主体：東京都社会福祉協議会 ・窓口：区市町村社会福祉協議会 ・貸付条件の詳細：地域防災計画参照 ② 貸付制度の創設に伴う財源の確保を検討する。
イ 災害援護資金の貸付	被災後 3 か月以内	福祉保健局 生活福祉部 区市町村	① 災害救助法が適用された場合、家屋等に被害を受けた低所得者に対して貸付を行う。 ・実施主体：区市町村 ・貸付条件の詳細：地域防災計画参照
ウ 生活福祉資金（福祉資金）の貸付	被災後 6 か月以内	福祉保健局 生活福祉部	① 低所得者世帯のうち他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯に対して行う。 ・実施主体：東京都社会福祉協議会 ・窓口：区市町村社会福祉協議会又は民生委員

別紙 1

1 生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付

種別	貸付対象	実施主体等	貸付内容
（緊急小口資金） 生活福祉資金	低所得者世帯のうち、緊急かつ一時的に生計の維持が困難な世帯	(1) 実施主体 東京都社会福祉協議会  (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯あたり 10 万円の小口の貸付を行う。

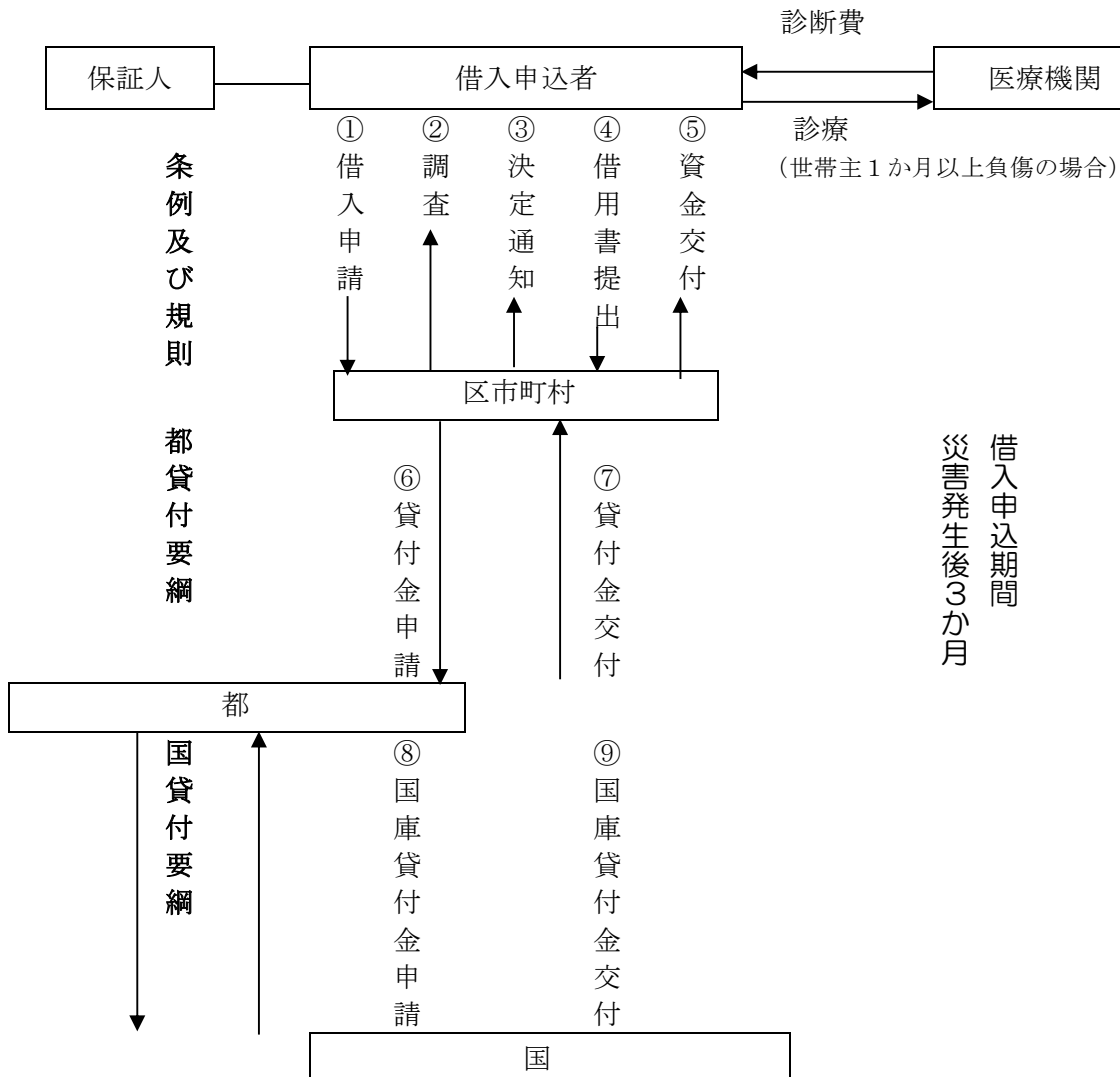
## 2 災害援護資金の貸付

種別	対象となる災害	根拠法令	区市町村の対応	〔貸付対象〕 その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額  (注)住居が滅失した場合は1,270万円
			<p>区市町村条例の定めるところにより、自然災害により次に掲げる被害を受けた低所得者に、災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>(1)世帯主の1か月以上の負傷 (2)住居の家財等の損傷</p>	
災害援護資金	東京都において災害救助法による救助が行われた災害	災害弔慰金の支給等に関する法律	<p>〔貸付金額〕</p> <p>①世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>②家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>③住居の半壊 170万円(250)</p> <p>④住居の全壊 250万円(350)</p> <p>⑤住居の全体が滅失もしくは流出 350万円</p> <p style="text-align: center;">(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は()内の額</p>	
種別	貸付対象	実施主体等		貸付内容
特例貸付	緊急に資金の融資を受けることが困難な世帯	(1)実施主体 東京都社会福祉協議会 (2)窓口 地区社会福祉協議会		国の通知に基づき、小口の貸付を行う。

## 3 生活福祉資金（福祉資金）の貸付

種別	貸付対象	実施主体等	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金 (福祉資金)	低所得者世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯	①実施主体 東京都社会福祉協議会  ②窓口 区市町村社会福祉協議会(民生委員)	1世帯 150万円 (被害の状況に応じ住宅資金との重複で350万円)	①据置期間 貸付の日から6か月以内 (特別な場合2年以内) ②償還期間 据置期間経過後7年以内 ③貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% (据置期間中は無利子) ④償還方法：月賦 ⑤連帯保証人：原則必要

災害援護資金の貸付手続



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、貸付対象災害の発生した区市町村は、災害援護資金に係る都貸付金貸付要綱（昭和49年10月9日民生局長通知）により、福祉保健局に災害援護資金の貸付を申請する。

福祉保健局では、予算措置を行い、当該区市町村へ貸し付けるとともに、災害援護資金に係る国庫貸付金の貸付要綱（昭和49年6月6日社会局長通知）により内閣総理大臣あて貸付申請する。

区市町村からの償還金については福祉保健局が受け入れ、国庫貸付金の受入、返還等は財務局公債課が行う。



生活支援

3節4

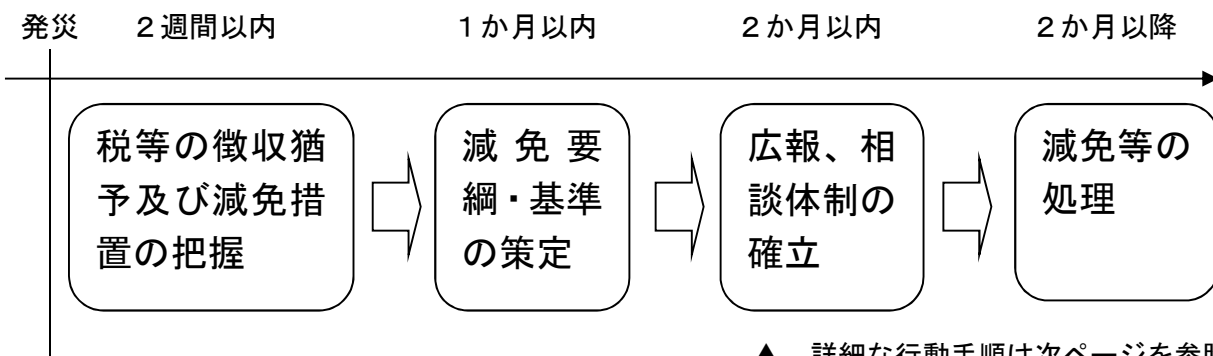
税・保険料等の減免・徴収猶予

○ 調査 ○ 立案 ● 実施	実施責任担当課	税務課、国保年金課、 介護保険課、子育て支援課
○ 支援 ○ 連絡 ○ 会議	マニュアル更新担当課	税務課
○ その他		

《行動のあらまし》

被災によって生活基盤に著しい被害を受けた区民の特別区民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料等の減額、免除、徴収猶予、滞納処分の執行停止等を本人の申請に基づき行う。申請主義のため、広報を充実させる。

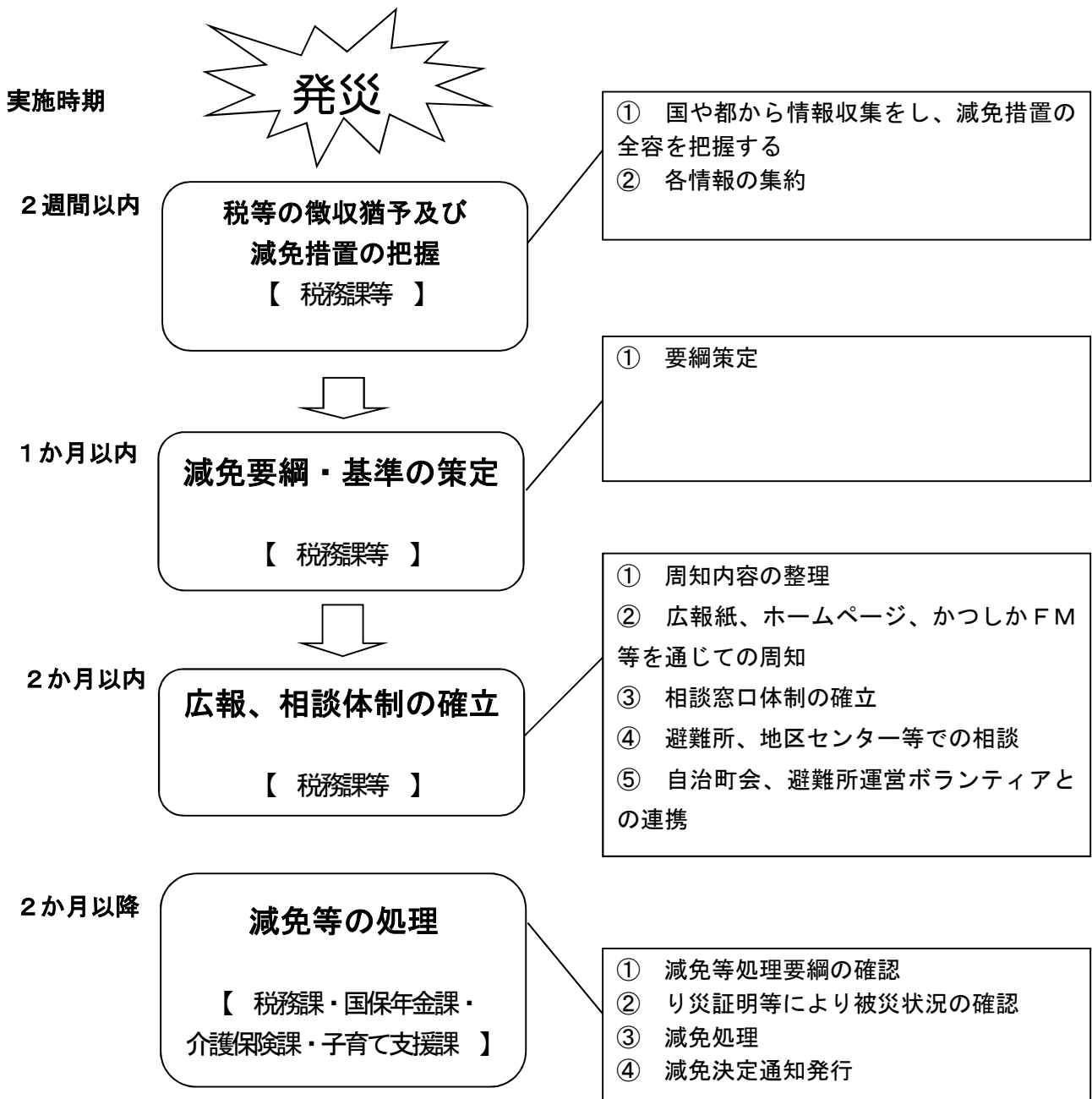
《プロセスのポイント》



事前準備	○ 減免要綱標準仕様の検討 ○ 受付マニュアルの整備
留意事項	◆ 税務署、東京都、税関係団体（法人会、税理士会、青色申告会、関税会）、国民健康保険団体連合会、後期高齢者医療広域連合、日本年金機構その他の関係団体と連携する。 ◆ 広報紙での周知に当たっては、製作受託事業者の復旧状況による。
検討課題	★ 税、国保、後期高齢者医療、介護保険等の手続きの窓口の一本化 ★ 減免基準や資格確認方法を明確化する。 ★ 相談窓口開設に当たっての自治町会、避難所運営ボランティアとの連携訓練が必要 ★ 避難所・地区センターでの相談体制の確立（人手・相談を受けられる知識（マニュアルがあっても多種多様なので困難）などの不足）
コラム	発災直後の混乱や避難所対応等に人手が割かれたなどの理由により、各課における市税の減免に関する検討が後手に回りがちであった。また、市税の減免に関する規定整理は、結果として当初課税に間に合ったが、実務上の対応（マニュアルや実施手順の整備等）が間に合っていない事例が生じた。これらのことから、大規模災害発生時においても、避難所対応等の担当者と市税の減免や当面の税務業務等の中・長期的な課題の担当者を区別するなど、各業務に支障をきたさないような体制整理をしておく必要がある。また、事務手順、確認事項等を事前に整理しておく必要がある。（仙台市震災記録誌）



◆行動の手順（【 】内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



MEMO

☆ 資料ページ

常総市ホームページ（平成27年9月10日の鬼怒川決壊により被災）

必要な物品

- 申請書
- 受付マニュアル
- 各システム（住基、税、国保、介護等）
- 端末（パソコン、プリンター等）
- 区民説明用資料

## 税の減免

### ○固定資産税・都市計画税

住家の被害調査に基づき減免いたします。調査対象にならなかった（納屋・車庫など）については住家と同等の被害として判定します。

【減免期間】 平成 27 年度 3 期、4 期、平成 28 年度 1 期、2 期分

【減免割合】 全壊・・・・・・・・100%

大規模半壊・半壊・・・60%

（被害を受けた家屋に対しての割合となります）

【発送時期】 12 月中旬より順次、被害の程度が確定した方から郵送します。

（平成 28 年度分については賦課決定後の 4 月に通知します）

【申請】 納税者の負担を軽減する観点から必要ありません。

## ○個人市民税・県民税

住家の被害調査に基づき、その住家に住んでいたすべての方を対象に減免します。

【減免期間】 普通徴収…平成 27 年度 3 期、4 期、平成 28 年度 1 期、2 期分

給与特別徴収…平成 27 年 10 月分～平成 28 年 9 月分

年金特別徴収…平成 27 年 10 月分～平成 28 年 8 月分

【減免割合】 全壊

合計所得金額が 500 万円以下の方	100%
合計所得金額が 750 万円以下の方	50%
合計所得金額が 750 万円を超える方	25%

大規模半壊・半壊

合計所得金額が 500 万円以下の方	50%
合計所得金額が 750 万円以下の方	25%
合計所得金額が 750 万円を超える方	12.5%

(合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は減免の対象になりません)

【発送時期】 1 月下旬(特別徴収は給与支払者)に郵送します。

【申請】 納税者の負担を軽減する観点から必要ありません。

※固定資産税・都市計画税・個人市民税・県民税とも全納者は還付します。

## 徴収の猶予

市税を期限内に納付することが困難な方は、申請により1年以内の範囲で分割納付や納付時期を遅らせることができます。※猶予は、免除や減免をするものではありません。

【申請場所】市役所本庁舎1階収税課

## 国民健康保険税の減免

り災証明書の交付を受けられた方で、半壊以上の被害となった世帯では、申請によって国民健康保険税が減免されます。該当する方に順次、通知・申請書を郵送しておりますので、記入のうえ、同封の返信用封筒で返送または直接健康保険課へ提出してください。

なお、まだ通知の届いていない世帯でも、り災証明書が半壊以上で交付されていれば申請できますので、直接お越しいただくか、電話でご相談ください。

### 【損害程度と減免割合】

○全壊……………全部

○大規模半壊・半壊…2分の1

※被害状況にかかわらず、26年分と比べて事業・給与・不動産収入などに10分の3以上の減収が見込まれる世帯では、減免ができる場合がありますので、健康保険課へお問い合わせのうえ、ご来庁ください。

### 【減免期間】

平成27年9月～平成28年8月の期間の保険税相当額で、27・28年度で減免します。

### 【申請期限】

平成28年3月31日(木曜日)まで(28年度の申請は不要です)

## 国民健康保険一部負担金の減額、免除について

り災証明書の交付を受けられた方は、国民健康保険一部負担金(窓口負担)減額・免除の申請をすることにより、医療費の還付となる場合があります。

【減免割合】被害の程度および総所得金額等の合計額等で、審査・判定します。

災害等による損害の程度 当該世帯の総所得金額 等の合計の合算額	10分の3以上	10分の5以上
	一部負担金の減免割合	
500万円以下の場合	2分の1	全部
500万円を超え、750万円以下の場合	4分の1	2分の1
750万円を超え、1,000万円以下の場合	8分の1	4分の1

### 【期間】

災害発生から3か月(11月診療分まで)(やむを得ない特別な事情がある場合は、再度の申請により3か月を限度に延長することができます)

### 【申請期限】

平成28年2月29日(月曜日)まで

### 【申請に必要なもの】

り災証明書(写し可)、医療機関などに支払った領収書、預貯金通帳の写し

印鑑、保険金支払通知書などの写し

## 後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免について

り災証明書の交付を受けられた方には、後期高齢者医療保険料・一部負担金(窓口負担)が減免になる場合があります。該当すると思われる方には、順次申請書類を郵送しておりますので、ご記入のうえ、申請に必要なものを添付し、同封の返信用封筒で返送または直接健康保険課へ提出してください。

なお、申請書は、広域連合に送付し審査、判定を行いますので、決定については、2月頃になる場合もあります。

### ●後期高齢者医療保険料の減免

【減免割合】 被害の程度および世帯総所得金額などの合計額等で、茨城県後期高齢者医療広域連合にて審査・判定します。

災害等による損害の程度	保険料の減免の割合	
	当該世帯の総所得金額 等の合計の合算額	10分の3以上
500万円以下の場合	10分の5未満	2分の1
500万円を超え、750万円以下の場合		全部
750万円を超え、1,000万円以下の場合	2分の1	4分の1
	4分の1	8分の1

【適用期間】 平成27年9月から1年間

【申請期限】 平成28年1月29日(金曜日)まで

### ●後期高齢者医療保険の一部負担金(窓口負担)の減免・徴収猶予

【減免割合】 被害の程度および世帯総所得金額などの合計額等で、茨城県後期高齢者医療広域連合にて審査・判定します。(前項の「保険料の減免割合」と同じ)

【適用期間】 茨城県後期高齢者医療広域連合で審査決定された月の翌月から6か月適用月を9月に遡ることもできますので、ご希望の方はご相談ください。

【申請に必要なもの】 り災証明書、預貯金通帳の写し、印鑑、保険金の決定通知書などの写し

## 国民年金保険料の免除について

国民年金保険料(第1号被保険者の保険料)については、被災したことで、納付が困難な場合、申請により納付を免除される場合があります。なお、免除された期間については、受取年金額も減額されます。

### 【免除を受けるための要件】

災害により最も大きな被害を受けた財産において、その損害額が概ね2分の1以上であること。

### 【免除される期間】

平成27年8月分から平成28年6月分まで。なお、平成28年7月以降の保険料についても免除を受ける場合は、平成28年7月以降に改めて申請をしてください。

### 【必要なもの】

り災証明書(原本)、印鑑、年金手帳、保険金・損害賠償金額などの確認できる証明書の写し  
(保険金・損害賠償金などが支給された場合)

### 【減額される年金額を増やせます】

・保険料免除等期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、保険料を納付した場合と同じとなります。

・保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早目の追納をお勧めします。

## 介護保険料の減免、利用者負担の減免

### ◆介護保険料

り災証明(半壊以上)の交付を受けた方は、申請により介護保険料(第1号被保険者の保険料)が減免されます。該当する方に順次、通知・申請書を郵送していますので、ご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

#### 【損害の程度と減免割合】

全壊……………全額

大規模半壊・半壊…半額

※減免の対象となるのは平成27年10月から平成28年3月までの保険料相当額です。

#### 【減免方法】

年金天引きの方…減免決定通知書を平成28年1月に送付し、その後災害に伴い払い過ぎになった額を指定の口座に還付します。

納付書払いの方…減免決定通知書と減額後の納付書(5、6期分)を平成27年12月に送付します。災害に伴い払い過ぎになった額がある場合には指定の口座に還付します。

※5、6期分で減免額の調整を行いますので、4期分までは通常どおり納付ください。

【申請期限】 申請書到着後2週間程度を目安に郵送してください。



## ◆介護保険利用者負担額

り災証明(半壊以上)の交付を受けた方で介護サービスを利用している方は、申請により利用者負担額が減額されます。該当する方に順次、通知・申請書を郵送していますので、ご記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

### 【損害の程度と減額後給付率】

○全壊・・・100分の100

○大規模半壊・・・100分の97

○半壊・・・100分の95

※給付率は現在の自己負担が1割の方です。2割の方は直接お問い合わせください。

※減額の対象となるのは平成27年9月10日から平成28年7月31日までの利用者負担額です。

【減額方法】 申請後、順次利用者負担額減額認定証を送付します。認定証が届くまでに介護保険事業者に支払った自己負担分との差額については後日指定の口座に振り込みます。

【申請期限】 申請書到着後2週間程度を目安に郵送ください。

## 教育・保育給付費利用者負担額の減免

お住まいの住宅にり災証明書「半壊」以上の被害があった場合、申請によりその程度に応じて保育料を減免します。

対象者	常総市の教育・保育認定を受けた利用者(市立幼稚園を除く)	
減免対象期間	平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月利用分	
減免内容	被害の程度	減免割合
	全壊	100%
	大規模半壊	80%
	半壊	50%
必要書類	減免申請書・り災証明書の写し	

※9 月分に限り水害の影響で 10 日以上欠席した場合は、別途 50%減額します。

また、職場などの被災により、当該世帯の合計年間収入見込額が前年と比較し 30%以上減少した世帯については、利用者負担額の認定階層を変更できる場合があります。

## 幼稚園保育料の減免

### <市立幼稚園>

支援の内容	<p>○減免制度</p> <p>市内在住で、市立幼稚園に入園している園児の保護者が住居の用に供している家屋の被害に応じて、幼稚園保育料の一部を免除します。</p>							
	<table border="1"><thead><tr><th>被害程度</th><th>減免割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>全壊</td><td>100%</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>80%</td></tr><tr><td>半壊</td><td>50%</td></tr></tbody></table>	被害程度	減免割合	全壊	100%	大規模半壊	80%	半壊
被害程度	減免割合							
全壊	100%							
大規模半壊	80%							
半壊	50%							
	<p>減免期間</p> <p>(幼稚園保育料) 平成 27 年 10 月分～平成 28 年 3 月分までの半年間</p> <p>(事実のあった日の属する月の翌月から半年間とする)</p>							
必要なもの	減免申請書・り災証明書の写し							

### <子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園>

幼稚園就園奨励費の助成額が被災の程度に応じて増額されますので、利用施設を通じて申請してください。